都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会 会長 山本 信夫 (会長印省略)

医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議における 中間とりまとめについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課より別添のとおり 通知がありましたのでお知らせいたします。

「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下、検討会議)は、要指導・一般用医薬品としての適切性・必要性を検証することにより、消費者等の多様な主体からの意見がスイッチ化の意思決定に反映される仕組みを構築し、スイッチOTC医薬品の開発の可能性について、その予見性を向上させるとともに、検討過程の透明性を確保するため、2016年に厚生労働省に設置されました。

今般、これまでの検討会議でのスイッチOTC医薬品の候補となる各要望成分における議論を踏まえ、スイッチ化に向けた共通の課題や論点の整理、スイッチ化が可能と考えられる医薬品の考え方等がとりまとめられました。

本とりまとめでは、スイッチ化においては、OTC医薬品を取り巻く環境の整備や各ステークホルダー間の連携のあり方が重要な役割を果たすことが示され、薬剤師に求められる具体的な役割・対応について記載されています。なお、検討会議は要望成分のスイッチ化を行う上での課題・論点等を抽出し、具体的な解決策を検討する場となり、スイッチ化の可否の決定は行わないこととなりました。

また、とりまとめに当たっては、各ステークホルダーが課題解決に向けたアクションプランを作成し実行していくことが求められ、本会では、使用者がOTC医薬品を安全に安心して使用できる環境を整えるための方策を検討、実施して参ります。

貴会におかれましても検討会議の中間とりまとめの主旨についてご賢察の上、適正なOTC医薬品の販売や、需要者を通じたOTC医薬品の情報共有が関係者と適切に図られるよう、より一層の会員へのご指導をお願い申し上げます。

※以下のページから閲覧が可能です。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 医薬・生活衛生局が実施する検討会等 > 医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議 > 中間とりまとめ資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku\_346305.html



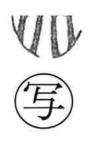
薬生薬審発 0208 第 9 号 令 和 3 年 2 月 8 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬·生活衛生局医薬品審査管理課 ( 公 印 省 略 )

医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議における 中間とりまとめについて

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたので、その写しを送付します。



薬生薬審発 0208 第 7 号 令 和 3 年 2 月 8 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理。



医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議における 中間とりまとめについて

厚生労働省では、セルフメディケーションの推進に向け、医療用から要指導・一般用医薬品への転用 (スイッチ化) が望まれる成分について、要望を受け付け、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「検討会議」という。) において、スイッチ OTC 医薬品とすることの妥当性を評価すること等により、国民のセルフメディケーション実施における選択の幅が広がる取組を進めています。

今般、これまでの検討会議でのスイッチ OTC 医薬品の候補となる各要望成分における議論を踏まえ、スイッチ化に向けた共通の課題・論点の整理、スイッチ化が可能と考えられる医薬品の考え方等を「中間とりまとめ」として別添のとおり取りまとめましたので、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

## 中間とりまとめ

令和3年2月2日

医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議

### <目次>

1.	経緯·趣旨···································
2.	これまでの検討実績及びスイッチ OTC 化に向けた課題・論点の整理・・・・・・4
	(1)薬剤の特性
	(2)疾患の特性及び適正使用
	1)疾患の特性
	2)適正使用を担保するための効能・効果、用法・用量の適切な設定
	3) 適正使用を担保するためのセルフチェックシート、情報提供資材等 の要件
	(3)販売体制及び OTC 医薬品を取り巻く環境
	1)薬局・店舗販売業における販売体制
	2)販売に関する薬事規制
	3) 0TC 医薬品を取り巻く環境
	(4)その他
3.	スイッチ OTC 化における各ステークホルダーの関係性及び役割·····14
	(1) スイッチ OTC 化における各ステークホルダーの関係性
	(2)各ステークホルダーのスイッチ OTC 化における各課題に対する役割
	(3)各ステークホルダーの連携
	(4) 行政のスイッチ OTC 化における各課題に対する役割
4.	スイッチ OTC 化が可能と考えられる医薬品の考え方・・・・・・20
	(1) これまでの議論を踏まえたスイッチ OTC 化する上で満たすべき基本的要件
	(2) 今後スイッチ OTC 化が考えられるもの
5	今後の給計会議の准め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 1. 経緯・趣旨

- 急速な高齢化の進展に伴い、生活の質がより追求されるようになり、自分の健康 に強い関心を持つ国民が増えたことにより、2000年頃から、食事や運動などの生 活習慣改善を基本とするセルフケアの一環として、身近にある一般用医薬品を活 用するセルフメディケーションの考え方が広まった。
- 〇 一般用医薬品のあり方に関しては、これまでに様々な場で検討されており、2002 年、一般用医薬品承認審査合理化等検討会において、一般用医薬品をめぐる諸問 題について検討が行われ、中間報告書として「セルフメディケーションにおける 一般用医薬品のあり方について」がとりまとめられている。
- セルフメディケーションの推進において、医師からの処方箋が無ければ入手できない医療用医薬品を薬局等でも購入できるようにするスイッチ OTC 化の促進は、選択肢を増やすとの観点から、その中核をなすものの1つである。2007 年より、日本薬学会がスイッチ OTC 化可能と考える医療用医薬品の検討を行い、その検討結果について関係医学会から意見を聴取した上で、薬事・食品衛生審議会において議論されてきた。その結果、22 成分がスイッチ OTC 化の候補成分とされ、そのうち8成分が承認されている。
- 〇 2013 年 6 月、「日本再興戦略」において、自己の健康管理を行うセルフメディケーションの推進が謳われ、2014 年 6 月の「日本再興戦略改訂 2014」では、セルフメディケーションの推進に向け、スイッチ 0TC 化の評価に、産業界・消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みを構築する旨が記載された。
- O 医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議(以下「検討会議」とする。)は、要指導・一般用医薬品(以下「OTC 医薬品」とする。)としての適切性・必要性を検証することにより、消費者等の多様な主体からの意見をスイッチ OTC 化の意思決定に反映するとともに、その検討過程の透明性を確保し、スイッチ OTC 医薬品の開発の予見性を向上させること等を目的に 2016 年に設置された。
- 〇 検討会議では、これまでに公開で会議を実施し、スイッチ0TC化の可否について、 全会一致の原則の下、各ステークホルダーからの多様な意見を踏まえて議論を行い、検討会議としての合意形成を図ってきた。その結果、11種の候補治療薬(11成分)についてスイッチ0TC化が可能と判断された。そのうちの2つ(レバミピド、レボカバスチン塩酸塩)は個人からの要望、他の9つについては企業等を含

む個人以外からの要望であり、消費者の意見が反映される仕組みとして、また、スイッチ OTC 医薬品開発の予見性向上に一定の機能を果たしている。なお、スイッチ OTC 化が可能とされた 2 つ (ヒアルロン酸ナトリウム、フルチカゾンプロピオン酸エステル) については、その後実際にスイッチ OTC 医薬品として製造販売業者により製品開発され、販売されている。

- 検討会議では、国民の意見を広く反映するため、検討結果についてパブリックコメントを実施したのち、さらに検討会議で議論するという新たな枠組みを実践し、 各主体の多様な価値観を踏まえて、いかに合意形成するかについて検討してきた。
- O また、パブリックコメントに加えて、スイッチ OTC 化の意思決定の過程をより明確化し、透明性を高めるために、公開の場でスイッチ OTC 化を推進する上での各種課題の抽出と整理の作業を進めてきた。
- これまでの個別の要望成分の議論を通して、スイッチ OTC 化に際しての課題等が多くあげられており、それらを今後の議論に活かしていくために、昨年度、現時点で想定されるスイッチ OTC 化に向けた共通の課題・論点について中間とりまとめを行うこととされた。
- 〇 他方、一般用医薬品を取り巻く状況として、薬学教育のカリキュラム拡充等により、「一般用医薬品の取扱い」等の授業を含む6年制の薬学教育を受けた薬剤師が2012年から輩出されているほか、2015年には厚生労働省にて「患者のための薬局ビジョン」が示され、2016年からは健康サポート薬局の届出が開始されるなど、近年、薬局・薬剤師に対しては、地域に根ざした存在として健康相談等に応じるべきとの社会的要請が高まってきている。
- このような状況を踏まえ、検討会議では中間とりまとめ作業を加速し、
  - これまでの検討会議において指摘された共通の課題・論点を整理、
  - ② 主要な論点となった販売体制やOTC 医薬品を取り巻く環境の整備等の問題や、 各ステークホルダー(使用者、医師、薬剤師・登録販売者、薬局開設者・店舗 販売業者、製造販売業者、行政)の役割等について検討、
  - ③ それらの課題・論点を踏まえた、スイッチ OTC 化が可能と考えられる医薬品 の考え方についてとりまとめ

を行った。

O 中間とりまとめを通じ、スイッチ OTC 化の考え方を明確化し、今後の議論の効率 化、充実化を行い更なるスイッチ OTC 化の推進を目指す。

### 2. これまでの検討実績及びスイッチ OTC 化に向けた課題・論点の整理

- 〇 検討会議では、医学、薬学の学会及び関係団体に限らず、消費者(個人)、製薬企業等の多様な主体からの要望について検討を行ってきた。
- 〇 これまでに30種の候補治療薬(39成分)についての要望を受け付け、19種の候補治療薬(28成分)についてスイッチOTC化の可否を議論した。その結果、11種の候補治療薬(11成分)のスイッチOTC化は可とされたが、8種の候補治療薬(17成分)については不可とされた。それらを要望主体別にまとめると次表のとおり(表1)。

<表1 本会議で検討が終了した候補治療薬(19種・28成分)>

要望主体	候補治療薬名	要望された効能・効果等	可否	種・成分数
	レバミピド	胃潰瘍、急性胃炎等	0	2 年 (2 世八)
	レボカバスチン塩酸塩	アレルギー性結膜炎	0	2種(2成分)
	レボノルゲストレル	緊急避妊	×	
	片頭痛治療薬 (5成分)	片頭痛	×	
個人	クリンダマイシン酸エステル	にきび	×	
9種(16成分)	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	湿疹	×	7種(14成分)
	カルシポトリオール	角化症、乾癬	×	1 = (11)000
	認知症治療薬(4成分)	アルツハイマー型認知症における認知 症症状の進行抑制等	×	
	エペリゾン塩酸塩	肩こり、腰痛	×	
	ヒアルロン酸ナトリウム	目のかわき、ドライアイ等	0	
	メロキシカム	関節痛、腰痛等	0	
	フルチカゾンプロピオン酸エステル	季節性アレルギーによる症状の緩和	0	9種(9成分)
	ヨウ素・ポリビニルアルコール	眼の殺菌・消毒・洗浄等	0	
個人以外	ナプロキセン	頭痛、骨折等	0	
10種(12成分)	イトプリド塩酸塩	胃もたれ、胃痛等	0	
	ポリカルボフィルカルシウム	下痢、便秘等	0	
	モサプリドクエン酸塩水和物	胸やけ、はきけ等	0	
	プロピベリン塩酸塩	女性における頻尿、軽い尿もれ	0	
	胃酸分泌抑制薬 (3成分)	胸やけ、胃痛等	×	1種(3成分)

<sup>※</sup> 片頭痛治療薬、認知症治療薬及び胃酸分泌抑制薬は、複数の成分をまとめて議論しており、 まとめて表記した。

- 〇 個人から要望された 9 種の候補治療薬は、薬剤の特性からみてスイッチ OTC 化が 不適と判断されたものが多く、2 つが可とされた。不適とされたもののうち 4 つ は、緊急避妊、アルツハイマー型認知症など、これまでに OTC 医薬品として認め られていない薬効であった。
- 〇 一方、企業等の個人以外から要望された 10 種の候補治療薬は、胃酸分泌抑制薬以外は可とされた。これら 9 種は、OTC 医薬品としてこれまでに認められている薬効群のものであった。
- 〇 検討会議では、国民の声を広く反映させることを目的として、検討結果について パブリックコメントを実施してきた。

- これまでのパブリックコメントを総括すると、多くの候補治療薬については、検討会議の評価結果案に対して、意見なしも含め賛成する意見が寄せられた。また、スイッチ OTC 化が可とされた候補治療薬の中には、検討会議の結論として、パブリックコメントを踏まえて検討された効能・効果が採用されている。
- 一方、パブリックコメントで検討会議の評価結果案に対して反対意見が多く寄せられたものとして、緊急避妊薬及び胃酸分泌抑制薬があげられる。これらについても、検討会議の評価結果は、当該時点においてスイッチ OTC 化は認められないものの、将来的なスイッチ OTC 化の議論を妨げるものではなく、パブリックコメントで提案された解決策等も含めて検討会議の結論としている。このように、検討会議では、パブリックコメントがスイッチ OTC 化の意思決定に国民の意見を反映させる役割を一定程度果たしてきたといえる。
- O これまでの議論でスイッチ OTC 化を不可とされた理由、可能であっても必要とされた対応事項等は多岐に渡る。中間とりまとめでは、各要望成分での議論の流れを踏まえ、これまでの議論の際にあげられた指摘事項等について、具体的な事例を提示した上で、主に以下の視点に沿って整理する。
  - ① 薬剤の特性:薬剤の特性そのものに鑑みて、スイッチ OTC 化が可能なものであるか。
  - ② 疾患の特性及び適正使用:対象疾患がスイッチ OTC 化に適したものであるか、 スイッチ OTC 化した際に使用者自ら適正に使用することが可能か。
  - ③ 販売体制及び OTC 医薬品を取り巻く環境:販売対象として適正な使用者に医薬品を届けるための販売体制が整っているか。スイッチ OTC 化後、要指導医薬品から一般用医薬品への移行に伴い、対面販売が維持できない等、販売の規制も移行することについて懸念はないか。スイッチ OTC 化した場合のリスクについて懸念がないよう、薬剤師の資質を含めた薬局における適正販売の体制、国民のリテラシー、医療環境、薬事規制等の環境が整っているか。

### (1)薬剤の特性

- O 検討会議では、スイッチ OTC 化に関する最初の論点として、薬剤の特性(副作用、薬理作用の強さ等)に鑑みて、そもそも一般用医薬品として適しているか議論を行ってきた。
- 〇 要指導医薬品及び一般用医薬品は、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」とする。)第4条第5項第3 号及び第4号において、「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対す

る作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提出された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの」と定義されている。

○ 薬剤の特性から、スイッチ OTC 化が不適とされたもの及び理由は以下のとおり。

### <クリンダマイシンリン酸エステル(にきび)>

● 医療用医薬品では、薬剤耐性菌対策や治療効果を高めるために併用療法や配合剤が推奨されているが、スイッチ OTC 化して単独で使用される場合、耐性化の誘導が懸念されること。また、にきびの患者からクリンダマイシン耐性菌が検出されており、年々耐性化が進んでいること。

### <ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル(湿疹)>

- Very Strong クラスのステロイドは、効果が強力で局所的な副作用が出や すく、医療用でも使用にあたって医師により慎重に管理されていること。
- <カルシポトリオール(角化症、乾癬)>
- ビタミン D<sub>3</sub> の重篤な副作用として、高カルシウム血症が懸念されること。

### <エペリゾン塩酸塩(肩こり、腰痛)>

● 医療用医薬品では、消炎鎮痛剤と併用して使用されること。筋緊張性疾患の治療剤としては、本剤による急性中毒の報告が最も多いこと。

### < | < | く片頭痛治療薬<sup>※1</sup> (トリプタン系)(片頭痛) > |

- 近年、薬剤の使用過多による頭痛(薬物乱用頭痛)として、トリプタン系 片頭痛治療薬によるものが多く報告されている。現状、薬物乱用頭痛の発 症は、一般用医薬品の複合鎮痛薬によるものが最も多いことを踏まえると、 スイッチ OTC 化することにより、トリプタン系片頭痛治療薬による薬物乱 用頭痛が増えることが懸念されること。
- ※1 複数の成分をまとめて議論したため、片頭痛治療薬と表記。具体的に要望された成分は、 リザトリプタン安息香酸塩、スマトリプタンコハク酸塩、エレトリプタン臭化水素酸塩、 ナラトリプタン塩酸塩、ゾルミトリプタンである。
- 〇 検討会議であげられた意見を総括すると、薬剤の作用の強さ、副作用の強さと頻度に加え、薬剤耐性の誘導や薬剤の使用過多等の公衆衛生上のリスクがある場合に、スイッチ OTC 化が不適と判断されている。
- 薬剤耐性については、世界的に薬剤耐性(AMR)対策アクションプランを推進している状況であり、耐性菌を誘導する治療薬をスイッチ OTC 化することは、抗菌薬の適正使用の観点からも問題であると指摘された。
- 〇 薬剤の特性からの指摘は、一般用医薬品の定義への該当性の重要な判断基準の 1 つといえる。

### (2)疾患の特性及び適正使用

- 1)疾患の特性
- 薬剤の特性に鑑みて、スイッチ OTC 化が否定されるものではないと判断されたものは、次の論点として、適応疾患の適切性が議論されてきた。
- 一般用医薬品は、薬機法において、「需要者の選択により使用されることが目的 とされているもの」と定義されており、使用者自身の判断のもと適正に使用可能 なものである必要がある。
- 対象疾患の特性についてあげられた指摘等は以下のとおり。

### <片頭痛治療薬 (トリプタン系) (片頭痛) >

● 使用者が自身の症状を片頭痛によるものと判断することが容易ではないこと。

### <カルシポトリオール(角化症、乾癬)>

- 対象の疾患となる乾癬は、皮膚科専門医でないと診断が容易ではなく、使用者が判断することは困難であること。
- <認知症治療薬※2(アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行抑制等)

>

- 認知症については医師の正確な判断が必要であり、認知症の原因や症状に応じて、医師による薬剤の選択、用量の調整が必要であること。
- <胃酸分泌抑制薬<sup>※3</sup>(プロトンポンプインヒビター系)(胸やけ、胃痛等)>
- 長期間の使用により、がんの症状をマスクする可能性があること。

### くヒアルロン酸ナトリウム(目のかわき、ドライアイ等)>

● 角膜感染症等、対象以外の疾患の痛みも緩和するため、受診が遅れる可能性があること。

### <ナプロキセン(頭痛、骨折痛等)>

● 骨折・捻挫等の重症外傷に用いると、それらの症状をマスクする可能性があること。

### <ポリカルボフィルカルシウム(過敏性腸症候群)>

- 対象疾患である過敏性腸症候群の診断は医師でないと難しいものの、再発 例に限定することでスイッチ OTC 化が可能ではないか。
- 医療用医薬品で薬事承認された範囲内となるように、効能・効果を設定すべき。

### <メナテトレノン(骨粗鬆症)>

● 要望されている「骨粗鬆症の予防」は、医療用医薬品にはない効能・効果であり、そのような効能・効果は認められないこと。

- ※2 複数の成分をまとめて議論したため、認知症治療薬と表記。具体的に要望された成分は、ドネペジル塩酸塩、ガランタミン臭化水素酸塩、メマンチン塩酸塩及びリバスチグミンである。
- ※3 複数の成分をまとめて議論したため、胃酸分泌抑制薬と表記。具体的に要望された成分は、 オメプラゾール、ランソプラゾール及びラベプラゾールナトリウムである。
- 検討会議において、対象疾患の特性によって不適とされた理由、又はスイッチ OTC 化は可能だが対象疾患の範囲が課題とされた理由は、主に以下の 2 点に整理する ことができる。
  - ① 使用者自身が症状を適切に判断することが困難であり、適正使用が困難であること。
  - ② 症状を緩和することにより、原因疾患以外の疾患の症状もマスクする可能性があり、使用者の受診の機会が遅れる懸念があること。
- O 対象となる疾患は、医療用医薬品で薬事承認された範囲内であることとされ、使用者が自身の症状を自覚し、使用の要否を判断できるものとされた。加えて、症状が自覚可能かについては、使用するときだけでなく、症状の改善や悪化についても自覚可能であることが必要な条件として指摘されている。
- 一方、使用者自身が初発時の症状から使用の判断をすることが困難なものであっても、医師による過去の診断をもとにその症状が再発によるものと使用者自身が判断可能な場合は、再発時の症状に限定することによって、スイッチ OTC 化できる可能性があるとされた。ポリカルボフィルカルシウムについては、過敏性腸症候群の再発例に限定することでスイッチ OTC 化可能と判断された。
- O なお、再発例に限定する場合であっても、当該疾患によって起こる症状を使用者 自身が容易に自覚でき、かつ、症状の改善や悪化についても自覚可能であること が必要である。
- 2) 適正使用を担保するための効能・効果、用法・用量の適切な設定
- スイッチ OTC 化が可能であっても、適正に使用されるよう対象者、用法・用量を 適切に設定する必要がある。関連の指摘は以下のとおり。

くヒアルロン酸ナトリウム(目のかわき、ドライアイ等)>

● ドライアイは、医師の診断が必要な疾患であるため、一般用医薬品の効能・効果としては認められない。効能・効果は、目のかわきとし、他については、一般用医薬品の眼科用薬承認基準(人工涙液)に倣い、コンタクトレンズを装着している時の異物感等に変更すべき。

**<レバミピド(胃潰瘍、急性胃炎等)>** 

● 効能・効果から、使用者が判断できない胃潰瘍は削除すべき。また、医療

用の適応年齢を考慮し、15歳以上に限定すべき。

### <メロキシカム (関節痛、腰痛等) >

● 効能・効果は、関節リウマチを含めないなど、一般用医薬品として適切な 効能・効果とし、投与日数は1週間程度を限度として、効果が見られない 場合は、受診勧奨すべき。

### くヨウ素・ポリビニルアルコール(眼の殺菌・消毒・洗浄等)>

動能・効果は、角膜ヘルペスを含めないなど、一般用医薬品として適切な 効能・効果(例えば、目の殺菌・消毒・洗浄)とすること。

### <レボカバスチン塩酸塩(アレルギー性結膜炎)>

● 効能・効果は、既承認の同種同効薬の一般用点眼剤の効能・効果に倣うこと。1週間程度使用しても改善が認められない場合は、受診勧奨すること。

### <プロピベリン塩酸塩(女性における頻尿、軽い尿もれ)>

効能・効果は、「女性における尿意切迫感(急に尿がしたいとの我慢し難い訴え)及びそれを伴う頻尿(尿の回数が多い)、尿漏れ」に変更すること。 男性の服用は、前立腺肥大症を伴い排尿困難、尿閉のリスクがあることから、対象は女性に限定し、安全性の観点から70歳未満とすること。1週間服用後に安全性の確認を行い、2週間で効果判定を行うこと。

### <イトプリド塩酸塩(胃もたれ、胃痛等)>

● 効能・効果の胃痛は、胃潰瘍等の胃痛と誤解される懸念があることから、 削除すること。2週間服用しても症状が良くならない場合は服用を中止し、 受診勧奨する旨の情報提供を行うこと。

### <ポリカルボフィルカルシウム(下痢、便秘等)>

● 効能・効果は、医療用医薬品で薬事承認された範囲内となるように設定すべきであり、既に承認されている一般用医薬品の過敏性腸症候群の再発症状改善薬と同様とすること。2週間服用して症状が良くならない場合は、服用を中止し、受診勧奨する旨の情報提供を行うこと。

### < モサプリドクエン酸塩水和物(胸やけ、はきけ等)>

- 最長の服用期間は2週間とし、2週間服用して症状が良くならない場合は、 服用を中止、受診勧奨する旨の情報提供を行うこと。
- O 効能・効果は、対象疾患の症状について、薬剤師の服薬指導等に基づく場合も含め自己判断が可能で、別疾患の症状と誤解が生じないものに設定する必要がある。 理由として、誤った判断により、治療効果がなく適切ではない疾患の症状に対して服用される危険性、他の重大な疾患をマスクすることにより、医療機関への受診が遅れる危険性等が指摘された。
- 用法・用量については、対象疾患の範囲を踏まえ、安全性が適切に担保されるよう年齢や性別を限定する必要があると指摘された。

- O また、長期間漫然と使用されることがないよう、1箱に含まれる数量の限定、1回に購入できる数量の制限、使用期間の限定や受診勧奨の必要性が指摘された。 1回に購入できる数量は1箱が適切とされ、使用期間の限定が必要とされたものについては、1~2週間が目安と考えられた。
- 3) 適正使用を担保するためのセルフチェックシート、情報提供資材等の要件
- 〇 適正使用の担保のため、セルフチェックシート、情報提供資材等を用いての情報 提供についても多くの指摘がされた。具体的な指摘事項は以下のとおり。

### くヒアルロン酸ナトリウム(目のかわき、ドライアイ等)>

● 角膜感染症等の重大な疾患の症状がマスクされ続けないよう、使用して 1 週間経たら、受診につながるようなセルフチェックシートが必要である。

### <レボカバスチン塩酸塩 (アレルギー性結膜炎) >

● 優先度の高い注意喚起については、使用者にわかりやすくなるようパッケージ等を工夫すべき。懸濁型点眼剤については、使用前によく振る旨を容器や添付文書等により情報提供すべき。

### <ポリカルボフィルカルシウム(下痢、便秘等)>

- 過敏性腸症候群の説明は非常に難しいことから、使用者の疾患の理解を助けるために、セルフチェックシートをわかりやすく記載すること。
- セルフチェックシートは、対象とする疾患の症状の識別と適正な対象者の 確認との2つの役割がある。対象が再発例であっても、診断を受けていな い人が診療を受けてもらえるようなものとすること。
- 医師の診断を受けていたとしても、長期間医療機関を受診していない場合は、受診につながるような工夫が必要である。

### <モサプリドクエン酸塩水和物(胸やけ、はきけ等)>

■ 副作用や注意すべき点がしっかりとチェックできるセルフチェックシートとすること。

### くプロピベリン塩酸塩(女性における頻尿、軽い尿もれ)>

- 抗コリン作用を持つ薬剤であることから、多剤併用時に本剤の服用履歴も 管理できるよう、お薬手帳に貼付するシールを添付するなどの工夫を検討 すること。
- セルフチェックシートは、適正使用に有用な手段であり、スイッチ OTC 化を促進する上で積極的に活用していくものと位置付けられて議論が行われた。
- 〇 検討会議では、セルフチェックシートの役割として、①対象疾患や自身の症状、 医薬品の副作用等について使用者の理解を促進することと、②適正な対象者であ ることを薬剤師等が確認することが求められている。

- セルフチェックシートに求められる内容・要件は以下のとおり。
  - ✓ 使用期間が明記され、効果がみられない場合に受診を促すもの
  - ✓ 使用者自身が自身の症状について理解を深められるもの
  - ✓ 対象となる症状、対象外となる症状について記載され、適用対象かどうか判断できるようなエビデンス、受診歴、購入歴等があるか、記録又は確認が行えるもの
  - ✓ 副作用、気をつけるべき事項等重要な情報が確認できるもの。
- O セルフチェックシートに加えて、お薬手帳の活用が適正使用の担保にも有用であることが指摘されている。また、パッケージや直接の容器についても、使用者が適切に OTC 医薬品を選択・使用できるよう情報提供の工夫が必要とされた。
  - (3) 販売体制及び OTC 医薬品を取り巻く環境
- 1)薬局・店舗販売業における販売体制
- 緊急避妊薬や胃酸分泌抑制薬の議論の際、販売体制及び OTC 医薬品を取り巻く環境がスイッチ OTC 化する上で重大な課題として議論されてきた。販売体制に関する具体的な指摘は以下のとおり。

### <レボノルゲストレル(緊急避妊)>

- 薬剤師が販売する場合、女性の生殖や避妊、緊急避妊に関する専門的知識 を身につけてもらう必要があること。薬剤師の更なる資質の向上(教育・ 研修)が必要であり、関係者と協力しながら研修を実施する必要がある。
- 本剤は性交後できるだけ早く服用する必要があるが、高額である等の理由 から、配備できない薬局等もある可能性が高く、場合によっては複数の薬 局等に行っても手に入れられず、迅速に服用できない可能性があること。

### <片頭痛治療薬 (トリプタン系) (片頭痛) >

● トリプタン系薬剤の使用過多による頭痛の発症を避けるために適切な服薬 指導が必要であるが、トリプタン系薬剤の認知度を踏まえると、現時点では スイッチ OTC 化のリスクが高いこと。

### <胃酸分泌抑制薬(プロトンポンプインヒビター系)(胸やけ、胃痛等)>

- 医薬品販売制度実態把握調査の結果より、濫用等のおそれのある医薬品を薬剤師からの質問等なく3割以上の人が複数購入できている状況を考慮すると、現時点における薬局等の販売体制では、短期使用が必ずしも担保される状況ではなく、長期使用により他の疾患の症状がマスクされる危険性があること。
- 薬剤師が類似薬である H₂ ブロッカーとどちらが使用者にとって適切か判断

### することは困難であること。

- 薬局等における販売体制に関し、①薬剤師の専門的知識、②薬剤師による適正販売の担保の2点が課題として指摘されている。
- 薬剤師の専門的知識に関しては、緊急避妊薬での議論において、薬局での調剤が 少なく、また、店舗販売業でも婦人科領域の医薬品の取扱い経験が少ないことか ら、それらの販売に際して必要な資質の向上が求められており、教育や研修の実 施が必要であることが指摘された。片頭痛治療薬についても、同様の理由で薬剤 師による販売は困難であり、スイッチ OTC 化のリスクが高いとされた。
- 胃酸分泌抑制薬の議論では、複数ある異なる作用機序の医薬品について、使用者 が適切に選択するために必要な情報提供を、相談応需を通して薬剤師がどのよう に行うかについて課題として指摘された。
- 薬剤師等による適正販売の担保については、厚生労働省が実施している医薬品販売制度実態把握調査の結果が重要な判断材料として使用されてきた。濫用等のおそれがある医薬品について、薬剤師・登録販売者からの質問等もなく複数購入できているなどの調査結果から、薬剤師等による適正販売が必ずしも担保されていない実態は、スイッチ OTC 化する上での主要な共通課題となっている。なお、当該調査結果は、関係団体による薬局等に対する販売に関する調査結果と相違があるとの指摘があった。

### 2) 販売に関する薬事規制

- スイッチ OTC 医薬品は、要指導医薬品として 3 年間対面販売された後、インターネット販売が可能となる一般用医薬品に移行するため、現状、対面販売が維持される制度となっていない。
- この点等も含め、薬事規制に関して具体的に以下が指摘された。

### <レボノルゲストレル(緊急避妊)>

- 現行制度では、一定期間経過後、特段の問題がなければ要指導医薬品から 一般用医薬品へと移行される。現行制度では要指導医薬品として留めて置 くことができないため、対面販売を維持できる制度になっておらず、要指 導医薬品として継続できる制度が必要。
- 実際の処方現場では、緊急避妊薬を避妊具と同じように意識している女性 も多い。一般用医薬品となった場合、インターネットでの販売も含め、安 易に販売されることが懸念されること。

### <片頭痛治療薬 (トリプタン系) (片頭痛) >

● 現行制度は、一定期間経過後、特段の問題がなければ、要指導医薬品から インターネット販売可能な一般用医薬品へと移行されるため、対面販売を 維持できる制度になっていないこと。

### **<胃酸分泌抑制薬(プロトンポンプインヒビター系)(胸やけ、胃痛等)>**

- 薬剤師による情報提供が必要とされている第 1 類医薬品の販売において、インターネット販売では、薬剤師による情報提供が行われていない店舗が一定程度報告されている。薬剤師による服薬指導等を介して、短期使用が担保される状況ではないことから、スイッチ OTC 化は認められないこと。
- スイッチ OTC 化後、対面販売が維持される制度になっていないことが、スイッチ OTC 化が認められない理由の 1 つとして指摘されている。
- また、インターネット販売に移行することにより、薬剤師等による受診勧奨をど のように効果的に行うか、また、安易に販売される危険性等が指摘された。
- 3) 0TC 医薬品を取り巻く環境
- O 販売体制のほか、OTC 医薬品を取り巻く環境についても整備の必要性が指摘されている。具体的な指摘は以下のとおり。

### <レボノルゲストレル(緊急避妊)>

- 本邦では、欧米と異なり、医薬品による避妊を含め性教育そのものが遅れている背景もあり、避妊薬では完全に妊娠を阻止させることはできないなどの避妊薬等に関する使用者自身の理解が不十分であること。
- 緊急避妊薬に関する国民認知度は、医療用医薬品であっても現時点で高い とは言えないこと。
- 緊急避妊に関しては、メンタル面のフォローも重要な要素であることから、 産婦人科医を受診し、メンタル面のアドバイスができるような体制を構築 することも重要であること。

### <片頭痛治療薬(トリプタン系)(片頭痛)>

- トリプタン系薬剤の使用過多による頭痛の発症が徐々に増えてきており、 トリプタン系薬剤に関する認知が広がってからでないとスイッチ OTC 化は 困難と考えられること。
- スイッチ OTC 化されることにより、濫用による公衆衛生上のリスクが懸念されることが課題として指摘された。
- 緊急避妊薬については、販売後も含め、医師と連携したフォローアップ体制の構

築が重要と指摘された。

### (4) その他

O 健康食品等との関係性についても課題として指摘されている。具体的な指摘は以下のとおり。

<u><メナテトレノン(軽度の骨密度低下を健康診断等で指摘された者での骨粗鬆</u>症の発症の予防) >

- 健康食品等に使用されている成分については、海外のスイッチ OTC 化の状況を検討する際、一般用医薬品としての承認状況だけでなく、医療用医薬品としての承認状況、健康食品としての販売状況も踏まえて検討する必要がある。
- 海外で健康食品として認められている用量についても検討情報に含め、要望された用量が医師の管理下で管理すべき用量か検討する必要がある。
- 海外での一般用医薬品としての承認状況だけでは、医療用医薬品から転用された ものかどうか判断できないため、海外での医療用医薬品としての承認状況のほか、 健康食品等としての販売状況も含め、広く海外の情報を収集し検討する必要があ ることが指摘された。
- 3. スイッチ OTC 化における各ステークホルダーの関係性及び役割
  - (1) スイッチ OTC 化における各ステークホルダーの関係性
- 課題の解決策を検討する前提として、スイッチ OTC 化により、医師による処方から薬局等で販売されるようになることで、各ステークホルダーの関わり方、責任がどう変わるかを整理・認識することが重要である。
- 〇 医療用医薬品及び OTC 医薬品における各ステークホルダーの役割及び関係性を 次に示した(図1)。
  - 医療用医薬品と OTC 医薬品の違いは、医療用医薬品が医師の診断、処方による管理を行うのに対し、OTC 医薬品は、使用者自身、薬剤師の服薬指導等による管理となり、それに応じて責任のあり方も異なる。
  - 2019 年の薬機法の改正により、医療用医薬品については、薬剤師による服用 期間中の服薬状況の把握や指導(フォローアップ)、並びに医療機関の医師等 への情報提供が求められるようになったが、OTC 医薬品においても、薬剤師に

よる服薬指導及び販売後のフォローアップは重要であり、加えて薬剤選択(インフォームドチョイス)も重要となる。フォローアップについては、使用者の安全を確保する上で、継続的に行われる必要がある。

- また、薬機法では、国民の役割として、医薬品等を適正に使用するとともに、 有効性・安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならないとされており、医薬品を正しく使う上での知識を身につけることに加えて、薬剤師等への症状や服薬状況等の個人情報を正確に伝達することや、医薬品を自己選択するという責任が求められている。
- 医師の処方に基づく使用と、使用者自身、薬剤師の服薬指導等による管理に基づく使用では、適正使用の確保を行う主体、情報を必要とする対象が異なることから、製造販売業者に求められる情報提供の方法・内容も異なる。製造販売業者は、薬局等や薬剤師等向けの情報提供資材(安全性情報、使用方法等、適正販売する上で必要十分な情報を含むもの)の作成・提供、販売後に蓄積された安全性情報や適正使用に関する情報の薬局等への還元、使用者へわかりやすい情報提供や積極的な啓発活動を通して、OTC 医薬品の適正使用・適正販売を促進することが重要である。
- 使用者が安全かつ適正に OTC 医薬品を服用するためには、使用者自身、薬剤師、医師等が、使用者の服薬履歴等について必要十分な情報量を正確に把握し情報共有することが重要であり、それら情報共有の手段として、お薬手帳の活用は有用である。

### (2) 各ステークホルダーのスイッチ OTC 化における各課題に対する役割

- 医療用医薬品と OTC 医薬品の違いによる各ステークホルダーの役割等の違いを 踏まえ、これまでにあげられたスイッチ OTC 化する際の課題に対して、ステーク ホルダー毎に考えられる具体的な役割・対応をまとめた (表 2)。
- 各ステークホルダーがそれぞれの課題を解決することにより、これまでの検討会議において、販売体制やスイッチ OTC 化した際に受け入れる環境が整っていないことを理由に否とされたものについても、課題とされた点の議論を深めることが可能となると考える。
- O また、各課題を解決する上で、薬剤師と医師の連携が重要なこともとりあげられた。連携については、薬剤師と医師の連携だけではなく、それ以外の各ステークホルダーとの連携、横断的な連携も重要であり、具体的にどのような連携が有用で実施することが可能か議論を進めていく必要がある。

### <四1 医療用医薬品及び OTC 医薬品における各ステークホルダーの役割及び関係性>

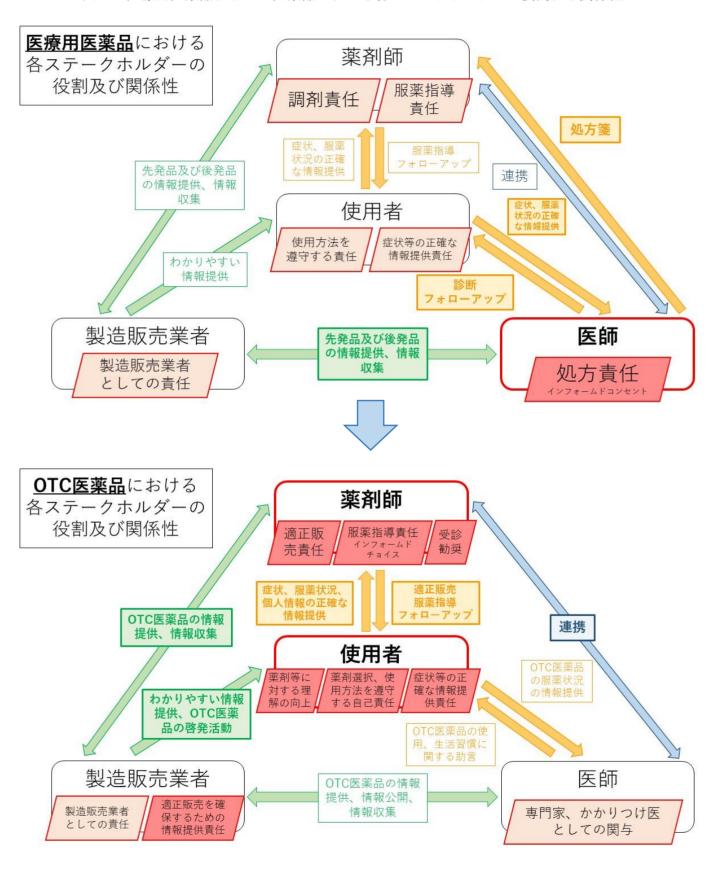


表2 各ステークホルダー(行政以外)の各課題に対し求められる役割・対応>

見音画	制许昕洁業才	薬局開設者・	薬剤師・	西	4 田 为
B-N/CS	农坦派儿本:自	店舗販売業者	(登録販売者*)		医加苗
	・薬剤師等が適切な使用	・ お薬手帳、101 等を活用	・ 適正販売の徹底(セルフ	<ul><li>・ 0TC 医薬品を含めた</li></ul>	<ul><li>購入時における薬</li></ul>
	者か確認でき、また、使	した販売履歴等の管理	チェックシートの活用	生活全般の相談応需	剤師・登録販売者へ
	用者が自分の症状等を	・販売履歴と記入済みの	(金	(相談応需を通して	の正確な自身の症
	理解できるセルフチェ	セルフチェックシート	・必要時の受診勧奨	の使用者の医薬品の	状、個人情報等の提
	ックシートの作成・提供	等の一元管理	・医薬品の副作用等に関	副作用等への認識向	书
	・ お薬手帳で 010 医薬品	・ 適正販売につながるよ	する相談応需及び報告	上、リテラシーの向	・服用方法の遵守
	の服薬管理ができる資	うな薬剤師・登録販売者	・医薬品による健康被害	( <del>기</del>	・購入後における必
	材等(お薬手帳に貼るシ	の適正な業務管理	発生防止・適正使用のた	・ お薬手帳等を通じた	要に応じた薬剤師
	一ル等)の作成・提供	・管理薬剤師等からの意	めに必要な措置の実施	医療用医薬品、010医	くの相談
	・ 適正販売に必要十分な	見を尊重した販売方法	(副作用歴、重複投薬、	薬品の服用履歴の把	・お薬手帳等を用い
	情報が含まれている薬	等の適正化	併用等を避ける医薬品・	梅	た医療用医薬品、
	剤師等向け資材の作成・	・副作用報告の適正実施	健康食品等の確認等)		010 医薬品の購入履
	提供	・使用者への医薬品副作	・ 010 医薬品を含めた生活		歴の自身による管
適正使用の	・ 使用者に対する正しく	用被害救済制度の周知	全般相談応需		亜
確保	てわかりやすい商品の		・販売後の服用状況のフ		・セルフチェックシ
	情報表示(パッケージ、		オローアップ		ートを通した自身
	添付文書、情報提供資材		・お薬手帳等を活用した		の症状の理解促進
	等の工夫)		010 医薬品の使用者自身		
			による購入履歴等の作		
			成支援		
			・お薬手帳等を活用した		
			医療用医薬品を含めた		
			016 医薬品の購入履歴の		
			一元的・継続的把握		
			・濫用等のおそれのある		
			医薬品についての適正		
			販売(適正に使用されな		
			いおそれのある者に販		
			売しない)		

課題	製造販売業者	薬局開設者· 店舗販売業者	薬剤師・ (登録販売者 <sup>※</sup> )	医師	使用者
-	・薬剤師等に対する勉強 会等を通じた販売する 0TC 医薬品の周知(副作 用情報、個別ブランドの 成分や含量の違い等) ・販売している薬局等に	<ul> <li>・プライバシーを確保した上で個別に相談・説明等が行える薬局等の構造設備の適正化</li> <li>・販売体制に関するマニュアルやシステム等のコープルやシステム等の</li> </ul>	・01C 医薬品に関する専門的知識の習得・お薬手帳や情報提供資材等を活用した使用者へのわかりやすい情報提供資		
及奉み制の	おける適正販売体制の継続的なフォロー・薬局等への新規医薬品販売に関する周知販売に関する国知	整備 ・販売する 0TC 医薬品に関する専門的知識の習得の機会の確保 ・医薬品の適正な保管管理 ・医薬品の適正な保管管理 ・深夜・休日における相談	<ul><li>・使用者が 010 医薬品を 選択するにあたっての 相談応需</li></ul>		
0TC 医薬品 を取り巻く 環境の改善	・自社製品の広報活動等 を通じた、0TC 医薬品の 理解促進のための広報 活動 (承認されている薬 効、起こりうる副作用の 周知等) ・安全性情報の継続的な 収集・情報提供	<ul><li>・薬局、医療機関等との連携、情報共有</li><li>・一般向けの 0TC 医薬品の理解促進のためのイベント開催等</li></ul>	・医師、その他関係者との連携、情報共有	・薬剤師、その他関係 者との連携、情報共 有	・医薬品に関する正 しい知識の取得、理 解の向上 ・医師、薬剤師等の相 談先の確保

※登録販売者は、第2類・第3類医薬品について、販売時・相談時の情報提供等を行う。

### (3) 各ステークホルダーの連携

- OTC 医薬品の適正販売、適正使用の確保及び取り巻く環境の改善を進めていくためには、各ステークホルダーがそれぞれの役割を果たすだけでなく、各ステークホルダーが連携して取り組んでいくことが重要である。
- O 使用者を中心として、ステークホルダー横断的に連携が行われることが望まれる ものとして、薬局等と医療機関等との連携体制の構築、情報共有があげられてい る。
- O ステークホルダーの連携において、特に医師と薬剤師の連携は、検討会議において重要性が指摘されている。患者のための薬局ビジョンでは、「かかりつけ薬剤師・薬局は、主治医との連携、患者に対する丁寧なインタビュー、患者に発行されたお薬手帳の内容の把握等を通じて、当該患者がかかっている全ての医療機関を把握し、要指導医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握することが不可欠である」とされており、医療用医薬品と同様、OTC 医薬品でも直接又は使用者を通じた情報共有が重要となる。
- 薬局等と医療機関等との連携体制については、受診勧奨等を行う上での近隣地区 の病院とのあらかじめの連携、また、開局時間外や夜間・休日等の相談体制の確 保を行うための地区薬剤師会や近隣薬局等の連携が想定される。
- 〇 使用者の適正使用を促進していく上での情報共有については、お薬手帳の活用は 有用であるが、使用者の適正使用を更に促進していく上で、どのような方法(ICT 等を利用した一元的な管理、お薬手帳の更なる活用等)でどのような情報(服薬 履歴、受診履歴、臨床検査値等)を共有すべきか議論がある。
- 共有する情報については、特に臨床検査値について議論が行われた。臨床検査値の共有は、患者が希望する場合において現在でも薬局と医療機関の間で行われており、セルフメディケーション推進の観点から必須と考えるとの意見がある一方、連携や情報共有はスイッチ OTC 化に限った話ではなく、検査情報がないと販売できないものは、そもそもスイッチ OTC 化すべきではないとの意見もあった。
- O いずれの意見においても、情報共有を行うためには、プライバシーを確保の上、使用者が望む情報のみが共有される必要があると指摘されている。情報共有のあり方も含め、各ステークホルダーの連携や関わり方等については、どのような場で議論していくかも含め、今後議論が進められる必要がある。

- (4) 行政のスイッチ OTC 化における各課題に対する役割
- 〇 行政は、各ステークホルダーの課題それぞれに応じて、制度の検討、ガイドラインの作成等が求められる。これまでの検討会議の議論を踏まえると、以下が課題・対応として考えられる。
  - 適正使用の確保
    - ✓ OTC 医薬品の適正使用を担保するための効能・効果、対象者、用法・用量の適切な設定
    - ✓ セルフチェックシートの活用促進
    - ✓ セルフチェックシート、情報提供資材等に記載すべき事項及びそれらの 位置付けの整理
    - ✓ 収集した安全性情報に基づく積極的な注意喚起
    - ✓ 適正な広告表示等がなされていない場合の指導
    - ✓ 販売に当たり必要な知識を身につけるための薬剤師等向けの研修会の 開催等の支援
  - 販売体制の改善
    - ✓ 医薬品のリスクと特性に応じて、要指導医薬品から一般用医薬品への移 行後も対面販売を維持すること等の検討
    - ✓ OTC 医薬品の販売実態に関する調査結果の詳細な分析及び課題点の洗い 出し
    - ✓ インターネットにおける適正販売を担保する方策の検討
  - OTC 医薬品を取り巻く環境の改善
    - ✓ 医薬品に関する理解向上のための情報周知(医薬品による重篤な副作用の周知・理解促進、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度及び医薬品副作用被害救済制度の認知及び理解向上のための情報周知)
    - ✓ 学校教育や地域活動等を通じた医薬品に関するリテラシー向上のための啓発活動
    - ✓ 情報共有における個人情報の適正な取扱いの確保
- O なお、インターネット販売における適正販売について問題があると指摘されたが、 インターネット販売に伴う安全確保策、制度の検討等については、別途議論を深 める必要がある。また、併せて要指導医薬品から一般用医薬品への移行の仕方等 の制度の検討についても、別途議論する必要がある。
- 4. スイッチ OTC 化が可能と考えられる医薬品の考え方

- (1) これまでの議論を踏まえたスイッチ OTC 化する上で満たすべき基本的要件
- 薬機法は、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としているところであり、スイッチ OTC 化を検討する際には、この考え方に基づき対応する必要がある。
- 〇 その上で、2 でのこれまでの議論のとりまとめを踏まえ、スイッチ OTC 化する上で満たすべき医薬品の基本的要件を以下に整理した。
  - ① 人体に対する作用が著しくないものであって、使用者の状態やその変化に応じて、医師による薬剤選択や用量調整等(他剤との併用も含む)を必要としない医薬品であること。
  - ② 以下のいずれかのような医薬品であること。
    - 使用する際に使用者自身が症状から判断することが可能であり、使用者 自身が適正に購入し短期間使用できる医薬品であること。
    - 初発時は、使用者のみでは自己判断が難しい症状であるものの、一定期間内の診断情報、服薬指導等といった医師、薬剤師による一定の関与により、使用者が適正に購入し使用できる医薬品であること。
  - ③ 原疾患以外の症状をマスクするリスク等を含め、医療機関への受診が遅れる ことによって生じるリスクについて、講じる対策により許容可能なリスクに できること。
  - ④ スイッチ OTC 化した際に懸念される公衆衛生上のリスク (医薬品の濫用等) について、講じる対策により許容可能なリスクにできること。

### (2) 今後スイッチ OTC 化が考えられるもの

- 基本的要件の②で示した疾患に該当するもので、これまでに OTC 医薬品として承認されている医薬品には、具体的に次のようなものがある。
  - 自覚症状により自ら、服薬の開始・中止等の判断が可能な症状に対応する医薬品(アレルギー性鼻炎用点鼻薬、胃腸薬、水虫・たむし用薬、解熱鎮痛薬等)
  - 再発を繰り返す症状であって、初発時の自己判断は比較的難しい症状であるものの、再発時においては自ら、症状の把握、服薬開始・中止等の判断が可能なものに対する医薬品(過敏性腸症候群再発症状改善薬、膣カンジダ再発治療薬、口唇ヘルペス再発治療薬等)
- 更なる薬効群のスイッチ OTC 化を進めていくためには、OTC 医薬品を取り巻く環

境の整備がより強く求められている。

- 基本的要件のうち、OTC 医薬品を取り巻く環境の整備に関連する要件を満たすための対応として、具体的に次のようなものが考えられる。
  - 薬剤師等が使用者に対して適切な情報提供ができるための知識習得の促進
  - 薬剤師等による適正販売が確保されるよう、セルフチェックシート等を用い た確認の徹底及び記録の管理
  - お薬手帳等の活用による医療用医薬品と OTC 医薬品の服薬履歴等の情報の一元的・継続的な把握、当該情報を踏まえた適正な服薬指導
  - 医師、薬剤師等、各ステークホルダーの情報共有等を介した適正使用、適正 販売の促進
  - 0TC 医薬品の副作用報告の適正実施、医薬品副作用被害救済制度の更なる周 知
- 〇 3.(3)で論じたように、なかでも各ステークホルダー間の連携のあり方は、更なる薬効群のスイッチ OTC 化を進めていく上で、重要な役割を果たすと考えられる。
- これらの環境の整備に関する要件が整えば、新たにスイッチ OTC 化が考えられる ものとして、検討会議において、次のような医薬品が議論された。なお、自覚症 状がないものに使用する医薬品については、スイッチ OTC 化すべきではないとの 意見もあった。
  - 医師の管理下での処方で長期間状態が安定しており、対処方法が確定していて自己による服薬管理が可能な医薬品等
- 前記について、スイッチ OTC 化の適切性は個別の成分毎に議論されるものであるが、どのような薬効群の医薬品がスイッチ OTC 化の対象となるのか、その具体的な条件については、各ステークホルダーの連携等の更なる環境の整備の状況も踏まえつつ、個別の成分の議論等を通じて、今後も議論が進められる必要がある。

### 5. 今後の検討会議の進め方

- O これまでの議論を踏まえ、スイッチ OTC 化の推進に資するよう、会議の運営等について、以下に示す対応を行うこととする。
  - スイッチ OTC 化をより促進していくため、要望成分のスイッチ OTC 化を行う 上での課題・論点等を抽出し、それらの具体的な解決策を検討して検討会議

としての意見をとりまとめる。よって、スイッチ OTC 化の可否の決定までは 行わないこととなる。

- 課題等の解決策を検討する上で、幅広いステークホルダーの意見を踏まえる ことが重要であることから、従前のように検討会議の意見についてパブリッ クコメントを行った上で再度議論する仕組みを維持する。
- これまでの議論を踏まえ、スイッチ OTC 化の課題点を検討する上で必要な情報が盛り込まれるよう、各成分情報資料の充実を図る。
- より多様な主体からの意見が反映されるよう、希望に応じて、要望者等からの要望内容に関する説明の機会(文書による説明、検討会議におけるヒアリング等)を設ける。
- 評価検討会議であげられた課題について、課題解決に向けた対策の検討状況、 実施状況を定期的に報告する。また、中間とりまとめであげられた課題について、内容に応じて、検討会議で継続的な議論を行う。
- 検討会議で検討を行った成分について、その承認状況等を適宜検討会議にフィードバックを行う。

### 参考資料

参考1 これまでに検討会議で議論された候補成分の検討結果、海外での承認状況

参考2 パブリックコメントの結果一覧

参考3 日本におけるスイッチ OTC 成分



# これまでに検討会議で議論された候補成分の検討結果、海外での承認状況

	その色	`								
取り巻く環境	OTC医薬品 を取り巻く環境			×						
販売体制及びOTC医薬品を取り巻く環境	販売に関する薬事規制			×						
販売体制及2	薬局・店舗販売業における 販売体制			×						
疾患の特性及び適正使用	適工使用を 担保するた かの効能・ 効果等の適 物果等の適 物提供資材 切な設定	` `	`							
卷	生疾患の特性	`		×						
	薬剤の特性			×						
会議結果		のドイイイは、医師の診療が必要な疾患するもか、このが能が致ましては認められない。 力ない。 の効能・効果(コンにては、一般目標素品・眼神無寒影差準(人工源が)に規定れる効能・ 効果に関い、まがしまり活面は相解し、コンタントレンズを接着しているどの異物態は コンタフトレンズを接着しているとの不供し、理する必要がある。 のアントレンズを接着しているとの不供し、理するの表がある。 のアントレンズを発達しているとの不供し、理するのとのよりがある。 のアントレンスを発着しているできず、大力によっているするでもある。 のアントレンスを発着しているできず、大力によっているするでは、 の一般に関係を指しても改善が認められない場合に、現す極定を診することを薬剤師が勧動 等するでする。 一般調度を用しても改善が認められない場合に、現す極定を診することを薬剤師が勧 を実施しても変素が低度があるがあいるいでは、大力が対策を終けすくをである。 し一般消費者の方がドレラインと「シーの対象とな別である。なお、当該事項については、 ・ 「防薬剤にてきごの防薬剤 ペン・サケルニーン は近代別 が含有されている。 防薬剤による薬剤は産業を回避するものに、以下の対象がおりまれる。なお、当該事項については、 ・ 「防薬剤には、産業の防薬剤 ペン・サケルニーン は近代別 が含有されている。 防薬剤に ・ 「防薬剤にて歯割に対してきない。」があります。 ・ 「防薬剤にて歯割に対してきない。 以下の対象がないられる。なお、当該事項については、 ・ 「防薬剤にて歯割にするがあるがありがある。なが、当該事項については、 ・ 「防薬剤にて歯割にするがあるがあるがある。」が、当該事項については、 ・ 「防薬剤にてきる」・ シーン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ	「公労権・効果なり開発を開発する方と、CDC として通知な効果・効果とすこと(例えば、 同様にも、 節やけ、 寝べ過ぎ、 飲み、通い、 胃師・ 複数解源感・ 億役不振、 はきけ (ひかつき、 層気・悪心)	原名を描作し、建設産では実施した雑を用いるする。 ので、大力が関からして、選供をでは著した雑を用いています。 ので、たった間に、実金速性を使い、発展とのできます。 を有効成分と、影響とはなるがは、発展とは、関連がある。 もので、たった間に、実金速性がの情報とする。 はおきます。 がますれて、最近には、最多がは、またのでは、できないでは、一切が選がよい。 がまれては、野生をは、一般ない。 ・業がは、野生をは、一般ない。 ・業の性が表す。 ・業の性が表す。 では、大力が配からない。 ・業の性が表す。 ・業のは、またので、こので、このが、できない。 ・、まのは、またので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こ						
	スイッチOTC 化の可否	百	百	Ка						
	医療用の効能・効果	下記表面に半り海縄に原理 ・ンエーグレン施食群、スループンス、 ンコンプン施食群、ストープンス、 ションプンが海禁、現実物施度保護・ カープイ)等の内図性疾患 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・胃溃瘍 ・下記条の胃粘膜病変(びらん、出 血、発素、浮腸)の改善 急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期	深途縣						
	账	トッイナー・血液疾 田の次の時状の緩和。 中の次の時状の緩和。 の	間消傷、後柱胃炎、後柱・ 自然の急性無馬切の間粘・ 腫素酸(じらん、出血、発 赤、汗躍)の改善 ・							
認状況	極	1	1	5 2004						
しての承	, да	1	1	5000 00 00						
「薬品とし		1	I I	2006						
海外でのOTC医薬品としての承認状況	#	1	ı	1999						
海外で	棋	1	I	5001						
	本邦での 医療用医 薬品の承 認年	19 9 19	1990	2011						
	成分名	ヒアルロン 酸 ナトリウム	レバミピド	7.1.1.7.7 1.1.7.7						
	恭 本	(型型 を で	高 人	· □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						

	その音																			
Xリ巻く環境	OTC医薬品 を取り巻く環境			×																
販売体制及びOTC医薬品を取り巻く環境	販売に関する薬事規制			×													×			
販売体制及び	薬局・店舗販 売業における 販売体制			×													×			
使用	じゃい を 神 権																			
疾患の特性及び適正使用	適正使用を担保するための効能・必め効能・切り設定を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対																			
疾患の物	疾患の特性を対象			×													×			
	り特性			×				×			×						×			
会議結果	010医薬品にする際の留意 事項・その他終討会議における論点	○片頭痛を効能・効果とする医薬品は、OTCとすることは認められない。 OOTC 化が認められない・理由と「、以下の過剰がある。 ・患者自身が自身の症状が行頭痛によるものと判断することが容易ではないこと。	○ りド頭痛な効能、効果するを露出は、0.0でもだったば認められない。 ○ 0.0では、対象果するを露出は、0.0でもできたは認められない。 ・ 患者自身が自身の症状が行場にした。以下の意見がある。 ・ 患者自身が自身の症状が行場にした。 ・ 患者をし身がは、2.0の症状が行場をして、必要がない。 ・ 患者を変し場において、1.0の症状が発いている。 ・ の事業をがあったがある。他のの発生を避りるためで表情がない。 ・ 2人か子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている要素」である。 ・ 2人が子のでして「不変されている。 ・ 2人が子のでして「不変されている。 ・ 2人が子のでして「不変されている。 ・ 2人が子のでして「不変されている。 ・ 2人が子のでして、1.0の意見がある。 ・ 2人が子のである。 ・ 1.1の意見がよって、 ・ 1.1の音音がある。			- TENDSASA製品であった。この基本の砂型で入り、改型を用きの関して、ショー・ハート、「再発送」である。「カー・アンテントを指用するには、「砂葉型のは砂炭酸子=ドラントでは、アントには、砂原丁・ はいかい さいかい こうしんじ 酸パープワ 谷上す くきでおる。	O本成分をOTC とすることは認められない。 OOTC 化が認められない理由として、以下の意思がある。 ・近年、痊癒患者からのクリンダマイシン耐性痊癒桿菌の検出率(188%)が上昇していること。	・薬剤耐性菌対策や治療効果を高めるため併用療法や配合剤を推奨でおり、本成分のみがOLD (ににより際に入手できるようになると、薬剤耐性療験桿態を誘導するリスクが増すことが過ぎれること。 ・海外でものて にされた倒がないこと。	OVery strong (II 即 IOステロイドド用 廉であり、成番箋集・車組織性能強、皮膚感染症など の局所的副作用が出やすぐ、当該群のステロイドは、医療用医薬品であっても模重に使用す べき薬剤であることから、本成分をOTC とすることは認められない。				○検討会議の議論においては、以下の意見があった。  ・「週間程度の発掘を持たしたれば、時やけに対して効果が期待できるとともに、これまでの使 ・ 本の一方に、最初開出しておす。文金に、使用を含めてはたい。 ・ オの一方に、最初開出したおす。文金に使用を含めてはたい。 ・ オの一方に、最初開出したおす。文金に使用を含めてはたい。 ・ オの一方に、最初開出したおす。文字に使用を含めてはたい。 ・ オース・ディーで、は、はそりはいってはない。 ・ オース・ディーで、は、はそりを引きましては、はそりを引きまして、がんの症状をマース・インターネット順表が用能を一般用を振った。 ・ オース・ディーンでは、は、はの問題がはければ、更計學展集品がいたインターネット順表が用能を一般用を振った。 ・ オース・ディーンがでは、一般にはない。							
	スイッチOTC 化の可否			Ка				Ка Ка				Ка								
	医療用の効能・効果	片頭痛					<適応菌種> クリンダマイシンに感性のブドウ球菌属、アクキ菌 <適応症>	ざ瘡(化膿性炎症を伴うもの)	湿疹・皮膚炎群(手湿疹、進行性指掌角皮症、脂漏性皮膚炎を含む)、乾癬、由さみ、薬疹・中毒疹、薬疹群(ストロー)、アルボルボの、はなか、止ない。	ノルス、しん麻吟味台舞、祀即1年等を含さし、紀皮症、紀現症、紀現底・887億出性紅斑、ダリエ遣心性環状紅斑)、ジベル薔薇色粃糠疹、単能膿疱症、扁平紅色	苔癬、慢性円板状エリテマトーデス、図 芽腫症(サルコイドーシス、環状肉芽 腫)、特徴性色素性発展でファー・素 図、シェン・パーカー	厚性療験・ケロイ、悪性リンパ腫(難 状息肉症を含む)、アミロイド苔癬、水 癌症(天疱瘡群、ジューリング疱疹状皮 膚炎・水疱性類天疱瘡)	〇胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎、非びらん性胃食道 地滞症 Zallison-Filison症候離	〇下記におけるヘリコパクター・「ロリの除菌の補助胃液像、十二指腸液像、 国MALTリンパ準、特殊性血小核薬少 性紫斑病・早期胃癌に対する内核酸的 光緒後電 ヘリコパクター・「ロリ際染		編、逆流性食道炎、Zolinger-Ellson症 (検罪・非じらん性胃食道型流症、低用 里アスピリン牧与時における胃潰瘍又 は十二指腸潰瘍の再発抑制、非ステロ	イド性抗炎症薬牧与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制 下下記におけるヘリコパクター・ピロリの除菌の補助の除菌の補助	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃MALTリンパ腫、特発性血小板減少性紫斑病、早期胃癌に対する内視鏡的治療後胃、ヘリコパクター・ピロリ感染胃炎	O目演奏、十二指編演奏、ゆ合部演 の目演奏、大工指編演奏、の合語が を対するCollinger-Elisoの 検群、非びらん性目を追述流症、低用 量アスピリン投与時における 日本におります。	の Rationを入りファンファーロリの の原態の補助 ・胃液繊、十二指端液繊、胃MALTリン パ腫、特発性血小核減少性紫斑病、早 期胃癌に対する内視鏡的治療後胃、 リコパクター・ビロリ際楽胃炎
	要望する効能・効果	片頭痛					にきび		湿疹				胸やけ(胃酸の逆流)、胃 痛、もたれ、むかつき		繰り返しおこる胸やけ(食	道への胃酸の逆流)、呑酸(喉や口の中まで胃酸がこみ上げ、酸味や苗い 感じがすること)、胃むた	れ、むかしき、胃の痛みれ、むかしき、胃の痛み		胸やけ、胃痛、げっぷ、 都不快感、はきけ・むか、 き、もたれ、のどのつか え、苦い水(胃酸)が上 がってくる	
海外でのOTC医薬品としての承認状況	胀	1	1	1	1	1					1			14 2010			2010			2010
しての連		1	1	1	- 1	1		1			1			2003 2014			- 5003			1
「薬品と	**	1	- 1	1	- 5006	1		1			1			2009 200			- 200			l I
OOTC医	4		1	1	- 20	1		<u>'</u> I			<u>'</u>			2010 20			· 			ı
毎外での	#K	1	5000	1	1	2005		1			<u> </u>			2004 20			1			2012
me	本医薬・発品器で用の生を生物に対して、生物に対して、生物に対して、生物を生め、生物を生き、	2003	2000 20	2002	2008	2001 20		2002			1993			1991			1992			1997 20
	本医薬邦療品認																19			
	成分名	リザドリプタ ン安息香酸 塩	スマドリプタンコハク製塩	エフトンプタ ン臭化米素 酸塩		ゾルミトリプ		、シンリン酸エステル		くな メカゾン	部酸エステ ルプロピオン 酸エステル			オメプラゾール			ランソプラ ゾール			* ルナトリウム
	型 五 一	一個	一個	個人	一個人	一個		<b>個</b>			個人			分業			供業			선 **

	そのも			`		`					
取り巻く環境	OTC医薬品 を取り巻く環 境										
販売体制及びOTC医薬品を取り巻く環境	販売に関する 薬事規制										
販売体制及	薬局・店舗販売業における 販売体制			`							
正使用	セルフ チェック ツート、情 報提供資材	`	`	`		`					`
疾患の特性及び適正使用	適正使用を 担保するた めの効能・ 効果等の適 切な設定	`	`	`		`					`
疾患	性疾患の特性										`
	薬剤の特性				×			:	×		
会議結果		〇分館・効果には脂肪リウマキを含みないなど、OTO-Lで適切な効能・効果とすること。 ○分は与 路は十一週間程を有限度し、効果がない場合は、医療機関の受診することを薬剤師 が無好するでもの。の場では医のある人、また。際圧薬・抗薬固剤を服用している人に対して は、医師又は薬剤師と指説・リエの服用すべきである。	○使用期間により再多限度に、それ上にの使用に際じては、適年性アリルギー作業が、由 管理的性素が、関係際ななど他の疾患の解性も高くなるので、発展の所見が関係できる 耳鼻(回移性)関係の診察が対策する。 ○医療用医薬品の適の生産を表現し、適な生能は、原入(16 線以上とすべきである。 ○医療用医薬品の適の生産を表現し、適な生能は、原入(16 線以上とすべきである。	○効能・効果には角膜へルベスを含めないなど、OTC として適切な効能・効果(例えば、眼の 報道・消毒・洗剤・とうこと。 ○医療用といて使用されている製剤は安定性の観点で医療従事者による用時帯釈か必要な 製剤である。本来は医療用度素品をスペッチラインが同盟であるが、本剤に限っては、OTC セチの腹がして同りた薬剤剤は重素品をスペッチラインが関節であるが、本剤に限っては、OTC でする際には一般には、表剤薬化自ら容易に使用できるような製剤エメを行うととに、製剤の確 実体取扱いに同りた薬剤剤はこよる指導体性素質を予含した砂剤がある。 ○包含素質にこいては、製剤の安定性を考慮し、設計する必要がある。 ○具体的な製品が関発されのTC として検討される際には、上記の点に留意すべき。	○政権の影響は、仮義は無関をでなったの場合でなったが、第ップ・条曲に使用されることが職 否立されること、ビタン103 外用剤の業体な調体用として、高カルシウム血症が懸念されること から、本成分をOTOとすることは認められない。	(2条節件(花形の)・条件ギアレルギー性結構と、る金貨の場所を開発します。 は、既来窓の両種の数の一般には高利の効能・効果に関い、「花粉、小グメダス(密内 量)などによる次のような目のアレルギー症状の凝和: 目の発血、目のかゆみ、目のかすみ (目 付この多いよったなど。 このアレルギー症状の凝和: 目の発血、目のかゆみ、目のかすみ の症状が発生・増悪した場合は、点限を中止し、眼科医を受診することを薬剤師が能要すべ で成分。 (ロの原剤による素剤性能等を自動するため、「森角生用は実現する。その表別を必要がすることを薬剤師が能要する での原剤による素剤性能等を自動するため、「森角生用は実現する。中である。 は、原用できないのであれば、消費者の方に分かりやすくなるよう。その内容を添付文業等 (コロディきでもある。 主意機起にコいては、パッケージを男上段階で確認できるようパッ フージャイルの高いま意機起にコいては、パッケージを男上段階で確認できるようパッ フージャイルス上来、本をであるパインを呼び、展出に対する部態に のフライルフス素を表した。これは、パッケージを男上段階で確認できるようパッ フージャイルストエメネッをであるパインを呼び、展集に対する部態に のある。また、発酵は影響のな形がわかりやすいものにするある。また、発酵は最近できなかかりかけ、大きである。また、発酵は膨進の状況がわかりやすいものにするたちる。	○認知症については医師の正確な診断が必要であること、医師が患者の症状や副作用の発現状況等に応じて、業剤の選択、用量の調整が必要であること、記憶者よびも条上誤解されて当用される懸念があること等から、本成分をOTOとすることは認められない。		<del>(</del> a		○効能・効果は既に承認されている一般用医薬品の解除循痛薬と同様とすること。 ○倉折・銭等等の重売が展しました。 は胃滞瘍や消化管出血を参生するリスクがもあら解析があること、非た長期の服用 は胃滞瘍や消化管出血を参生するリスクがあることがら、長期に連続して服用されないよう蒸 付文業等により適切に注意喚起すること。
	医療用の効能・効果 スイッチOTC 化の可否	下記疾患並び/c症状の消炎・鏡痛 関節リウマチ、変お性関節症、腰痛 症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群	アレルギー性鼻炎、血管運動性鼻炎	角膜ヘレベス、洗腸袋脂	尋常性乾癬	アレルギー性結膜炎	アルツハイマー型認知症及びレビー小体型認知症における認知症症状の進行抑制	軽度及び中等度のアルツハイマー型認 知症における認知症症状の進行抑制	中等度及び高度アルツハイマー型認知 症における認知症症状の進行抑制	軽度及び中等度のアルツハイマー型認 知症における認知症症状の進行抑制	O下記疾患の消炎、鏡痛、解熱 點節リウマ、変形性関節症、痛風発 作、強直性脊椎炎、腰痛症、肩関節固 用炎、弱肩瘤症候群、腱・腱離炎、日
	要望する効能・効果	関節痛、腰痛、肩こり痛	花粉による季節性アレル ギーの次のような症状の 緩和:鼻づまり、鼻みず (鼻汁過多)、くしゃみ	眼の殺菌・洋毒・洗浄	角化症、乾癬	精膜炎、目のかゆみ	アルツハイマー型認知症 及びレビー小体型認知症 における認知症症状の進 行抑制	軽度及び中等度のアルツ ハイマー型認知症におけ る認知症症状の進行抑制	中等度及び高度アルツハ イマー型認知症における 認知症症状の進行抑制	軽度及び中等度のアルツ ハイマー型認知症におけ る認知症症状の進行抑制	頭痛・歯痛・抜幽後の疼痛・耳痛・関節痛・神経痛・腰痛・筋肉痛・肩こり痛・打撲痛・骨打痛・わん
認状況	帐	ı	2004	I	I	I	I	ı	ı	ı	
海外でのOTC医薬品としての承認状況		1	4 2016	1	I	I .	1	1	1	I	900
薬品とし		1	2016 2014	ı	1	1998	1	1	1	1	100
りOTC医	4	1	- 20	1	1	2009 19	1	ı	'	1	000
海外での	₩	1	2002	ı	2017	1998 21	1	ı	1	1	7002
	本	2000	1994 2	1964	2000	2000	1999	2011	2013	2011	1078
	成分名	メロキシカム 2	ルチカゾン ロピオン酸 ステル	ヨウ素・ポリ ビニルアル 1 コール	カルシポトリタイール	レボカ/ (スチン ン権酸塩	い。うず	ガランタミン 臭化水素酸 22 塩	メマンチン猫酸塩	リバスチグミ シ	; 4 + + = = = = = + + + = = + + + = = + + + = = + + + = = + + + = = + + = = + + = = + + = = + + = = + + = = + + = = + + = = + = = + = + = = + = + = = + = + = = + = + = = + = = + = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = + = = = + = = = + = = = + = = = + = = = = + = = = + = = = = + =
		¥	ジビザ	μ۳,μ	₹₹	7.2	ド酸 ・ 塩	方臭塩	大脳	ラソ	į į

19   19   19   19   19   19   19   19		.El							
		みも							
1996	を取り業く福佳	OTC医薬品 を取り巻く環境							
1996	7KOTC医淋巴	販売に関する薬事規制							
A	<b>肥売体制</b> 及	<b>预制</b>							
19   19   19   19   19   19   19   19	正体田	びかい を 権権	`		`		`		`
19   19   19   19   19   19   19   19	の特件及7K湯	適正使用を 担保するた 担保するた めの効能・ 効果等の適 切な設定	`		`		`		`
	世	疾患の					`	×	
成分名		※ 剤の特性							
成分名	会議柱里	010医薬品にする際の貿意事項・その他検討会議における議点	の物能、効果に「女性に対けりの意思が関係。信用がいたいとの我慢し難い節え)及びそれ 「毎年の期間に 前江線肥大症を伴い事原困難、原閉のリスクがあることから、服用は女性 「の無がの機用は、前江線肥大症を伴い事原困難、原閉のリスクがあることから、服用は女性 「の無がなど服 日本人のことがないように、」週間服用後にまず安全性の確認を行い、2 通 同ての無理を行うを要がある。。 とすることまた。対象者は10 維持がよって。2 近 のだまりて作用をするとない。 まつまること、また、対象者は10 維持はすること。 他の のだまりて作用をする。 でした。 まの事態やの疾患をするでは一般に対象がした。 他の抗 コリン作用をする。 表別の任用されない、ように添けな事等で適切に悪魔症がも高に。 っての他の前側として、ため、魔鬼があっている。 第一次 第一次 は がよりましたがある。 他のできまりをある。 例えば、製剤の包装中に お菓子帳にはするようした変れし、職入時にお菓子を必要がある。例えば、製剤の包装中に お菓子帳にはするようした変れし、職入時にお菓子機にソールを貼付することで服用を買	○効能・効果の「胃痛」は胃液瘍等の胃痛と臓解される懸念があることから、削除すること。 ○長期に激放と服用されることがないように、薬剤師が説明するとともに、2 適間服用して症 状がよくならない場合は服用を中止し、受診動薬する旨の情報提供を行うこと。		○効能・効果は既に承認されている一般用医薬品の過敏性腸症候群の再発症状改善薬と同 株トオスニア	○長期に凝決と服用されることがないように、薬剤師が説明するとともに、2 週間服用して、症 状がなくならない場合に関わるとした。 またが、他のというというというというというというというというというというというというというと	○陽縣 而こりば常長に様々な疾患が落んでいる可能性がかり自己判断が難してと、適常 の処方では減ら鏡痛がしなが時折が多く者がの効果が認定的と考えられること、めまいやから つきの副に有印の鑑えがあること、防緊健性疾患の治療剤の急促生薬では木剤の利 も多いこと、大量服用時の毒性が指摘されていること等から、本成分をOTCとすることは認め されない。	○長期に設定を開発がこれが立といがないという。素剤的が内容があった。 ○長期に対象がと開発が立たしたがないという。素剤的が内容を持つこと。 ○最もの解析期間は2週間がすること。 ○使用素・素剤的等が販売時に副作用や注意すべき点などがチェックできるセルフチェック。 「一手を指すること。」
成分名   無45 CO OTO 医薬品としての所認状況   1993   本 45 CO OTO		£.6	<u> </u>		可				百
成分名   無45 CO OTO 医薬品としての所認状況   1993   本 45 CO OTO			、下記疾患又信状態における頻原、原 失業的程性誘致、神経性病原、水安定診 解、膀胱刺激状態(慢性膀胱炎、慢性 新加工腺炎、 消血脂肪解性における原意切迫感、頻 原及び切疽性原失素	慢性胃炎における消化器症状(腹部膨満感、上腹部痛、食欲不振、胸やけ、悪心、嘔吐)		過敏性陽症候群における便通異常(下 衛 価級) みび当か哭症状		下記來題に大高等級表状態の企業報 開聯經模群、開節問題、應聽 下記來題に大多經性麻痺配面級。 在實力的 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國	優性胃炎に伴う消化器症状(胸やけ、悪心・嘔吐)
大学   1983   1987   1987   1988   1987   1988		要望する効能・効果	女性における原因、(小便ののの)のの意外をいう。 様い原子 大人 高い原い たんかん 一般	酸部膨満感、胃もたれ、食欲不振、脂やけ、脂つかえ、はきけ(むかつき、固めば、配めば、脂のかえ、ほきけ(むかつき、配気、悪心)、嘔吐	①消化管運動低下による 次の請症状(胃もたれ、胃 部・腹部膨満感、胃痛、食 後不振、診やけ、はきけ、 嘔吐り (図胃もたれ、胃部・腹部膨 消感、胃痛、食食や張、駒 やけ、はきけ、嘔吐	下痢、便秘、下痢・便秘の 繰いで!			圏やけ、はきけ(むかつき、圏気、悪心)、曜吐き、圏気、悪心)、曜吐
大・フェース   1995   199	即井路	106	·					I	
大・フェース   1995   199	常のイー	早	·		1			-	
大・フェース   1995   199	大田英山	無							
大・フェース   1995   199	DOTOR	\$							
大・フェース   1995   199	治林で	#К	1		1		ı	ı	1
					1995				
型者   企   企   企   企   で   付   付   付   付   付   付   付   付   付		成分名	ブロボネッン 植酸塩		イトプリド植製植		ポリカルボ フィルカルシ ウム		モサプリドク エン酸植犬 哲参
		型 田 本	선 **	供業	44		供料	回 人	四 公 文 文

## パブリックコメントの結果一覧

パブリックコメントの結果	主な御意見	●効能・効果は一般用医薬品・眼科用薬承認基準(人工涙液)で規定された範囲に限定すべき。 ●コンタクトレンズを装着しているときの異物感という部分については、一般用医薬品・眼科用薬承認基準の人工涙液に合わせて、コンタクトレンズを装着しているときの不快感 とすべきではないか。		●OTC化に賛成の旨の御意見。	(0TCMにに反対との御意見)  動能・効果に関いて「保急越任」とあるが、受精卵を着床し難くすることは、中絶であると考えるのではないか。  動能・効果に関いて「保急が任」とあるが、受精卵を着床し難くすることは、中絶であると考えるのではないか。  動物における産婦人科領域の薬剤の知識も十分ではないといった御意見。  赤原に行きにないが素肉もみれば来られるのかが緩削。  赤原に行きにないが素肉もみれば来られるのかが緩削。  赤原に行きにないが素肉もみれば来られるのかが緩削。  ・不確実な避妊方法を繰り返す人が増える可能性がある。  ・不確実な避妊方法を繰り返す人が増える可能性がある。  ・不確実な避妊方法を繰り返す人が増える可能性がある。  ・のTCMに「資本に、緊急避妊薬の一般への知識を高め、必要時に受診するサポート作りではないか。  ・不確実な避妊方法を繰り返す人が増える可能性がある。  ・のTCMに「資本に、緊急避妊薬の大生した際に、緊急避妊薬を受診でしか購入できないという事実を知ることになれば、我が国における医療の在り方について、  ・ 表現における人工中総の中機りは176万件と多べ、これらの負担を少しでも減らすために必要ではないか。  ・ 表現における人工中総の中機りは176万件と多べ、これらの負担を少しでも減らすために必要ではないか。  ・ 表現における人工中の中機りは176万件と多べ、これらの負担を少しでも減らすために必要ではないか。  ・ 表現における人工中が必ずを行きが、一般のを超えている。  ・ 会別な年を含む者い女性にしてては、産婦人科の来解ののではないが、  ・ 表現におけるかのではないか。  ・ 表現におけるかのではないか、薬剤師を指駐させ、対応できるようにする。  ・ 表現におけるかのではないか、薬剤師によるが画販売を養務とする要用導度薬品に留めた方がいのではないか。  ・ 表現にないた、緊急避妊薬の女性の情報できせいまではない。  ・ 表現にないた、以のではないか。  ・ 表現に変まれるようには、素剤がにしるとき検討すべきではないか。  ・ 服用医薬品とびるで検索できるようにし、機能されている店舗で常時在庫しておく等の取り決めを作ればいいのではないか。  ・ 医療用医薬品とに同様に、適正使用ガイドライン策定などを設けることを検討すべきではないか。
	КП	نذ⊕●	0	•	28 8
	回		7	4	320 %
令 議	4 結	Kα	一	巨	Ka
	要望する効能・効果	ドライアイ・角膜保護	目の次の症状の緩和: 乾き (涙浴補助)、鶏物際(コロコ ロ・チクチウする際じ、ソフト コンタトレンズ 非たはハード コンタトレンズ を装着しているときの 異物の (腸) 付き 際、コロコロ・チクチウする際 じ)、疲れ、かすみ、なみだ 目、まぶしさ、目やに、充血	胃潰瘍、急性胃炎、慢性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期の胃粘膜病変(びらん、出血、発赤、汗腫)の改善	京 京 京
	成分名	ヒアルロン酸ナドJ ウム		<b>フノ</b> (≒ルデ	アドノアがメトフテ
파	z H H	個人	個以 人女	個人	· 一

パブリックコメントの結果	主な御意見	●(I)スイッチOTC化した医薬品が要指導医薬品に留まるような制度を構築すること、(2)医師を受診し片頭痛の診断を受けるということ、効能・効果を「片頭痛発作の再発時」と 例定すること、包装単位を2回量にするといったこと、適正使用チェックン・やを活用するといった方を表講じることができれば、201C化は可能ではないか。 ●(X)を過ごまでは、X)、コチェを出て、手継指(本できて、ことのものではないまです。スエルを開発しることは可能ではない。とつ、2、2の10、ロールの正式を	(いみか、その同り)カイタン人なであっしい「用物な代を打して、、日母の近れか」の開かりで計画することが、即にはない、かい(が中になって、スイッチついことに不感です)、ころ表情が美のも、のは行物度で いる表情が表る。(の訳代所的度下ではスイッチOTCの中請時に生活者に対する「添付文書理解度調査」の実施が求められており、MOH等、薬剤の過剰摂取を回避するための 随みが構築されていること。トリブタン系薬剤のスイッチOTCがを通じて「賠債に関する知識を容発し、適定使用を推進することで、NSADsの)過激液使用によるMOHの回流にま	寄与するものと考えられる。(4)要指導医薬品から一般用医薬品に移行して、インターネット販売が可能となった後であっても、現行制度下で対面販売時と変わらぬ一類医薬品 としての情報提供が義務づけされている、(5)多くの一般生活者から0TC化へのニーズがある。			意見なし	意見なし	「のTOFLに異成との御意見」 PATCAでは、最終分別の開催用が発現しないと思われるので、業務値の対面販売を更に徹底するということで問題がない。 PATCAでは、胃酸分泌の開催用が高低に当からした。 PATCAでは、胃酸分泌の開催用が高に、おけるには、当性の胃痛等の症状にも12フェッカー以上に効果的な薬剤で、既に市臓されているセプロッカーと比べても明確なリスクは 予在セサでし、素剤的の対面を用しまればたに当た力はない。 PATCAでは、胃酸分泌の開催用が高に、おけるには、というない。 PATCAでは、最終のがある関係による元とは、アナイ・ションの選択後拡大の製点から着から。 PATCAでは、最終のがあるが、最後のおけまれがよくが中のでにしても問題がない。 等数が多いと思うので短期間の使用であればスペッチのTOFLにと問題がない。 等数が多いと思うので短期間の使用であればスペッチのTOFLにと同じのない。 等数が多いと思うので短期間の使用であればスペッチので10FLにと同じの場合がある。 等数が多いと思うので短期間の使用であればスペッチのTOFLには、上の型型を指している。 中のロスペンに多数が多に、これを表している。 中のロスペンの発展がない。 中のロスペンの発展があるが、要診断に接与されているように感じている。 を発生しては、 中のロスペンの発展があるが、要診断型にもしている。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペンの必要ない。 中のロスペースを表している必要は、 中のロスペースを表している必要は、 中のロスペースを表しているがあれては、 中のロスペースを表しているがあれては、 を表しいかであるが、 を表しいのできない。 を表しいのできない。 を表しいので表しい。 を表しいので表のによる主なのできない。 を認用したに、 を表しいのと表ものの対象として、 を説明による主な。 をが同りにたる主なできるの別によるできないようなものを変わして、 をが同りによるとなできるのがなとして、 をが同りにいると表しているを表付して、 をが同りにいるのと表ものに必要なを表付して、 をが同りにいているとよりできないとは、 をが同りにいているを表付して、 をが同りにいているを表付して、 をが同りにいて、 をが同りにいているできないといるとはないとは異なが、 をが同りにいているできないといて、 をが同りにいているできないといるであった。 中のでいて、 中のでいていて、 中のでいて、 中のでいでできないといでは、 中のでいて、 中のでいて、 中のでいて、 中のでいて、 中のでいて、 中のでいて、 中のでいでは、 中のでいて、 中のでは、 中のでいて、 中のでいでして、 中のでいていでいて、 中のでいていて、 中のでいていていて、 中のでいて、 中のでいていていで
	Κū			0			O HINK	0	<b>左</b> ○●●作●●●●●==============================
	百			7			0	0	8
潜令	K 結 職果			Кп			Кп	Kα	Ка
	要望する効能・効果 片頭痛 トロ			I	フミび	Н.	たれ、むかつき		
		リザトリブタン安息 ・スマトリブタンコハケ ・一般塩 ・エトトリブタン臭化 ・エトトリブタン臭化 ・エトトリブタン臭化 ・エトトリブタン塩酸 塩 ・ボード・ボール は ・ボール は ・ボール は ・ボール が に ・ボール が に ・ボール が に ・ボール が に ・ボール が に ・ボール が が に ・ボー が に ・ボール が に ・ボー が に ・ が に が に			-	クリンダマイツンリ 、 ン酸エステル	ベタメタゾン酪酸エ ステルプロピオン 酸エステル	オメブラゾール ラベブラゾール ラベブラゾールナト リウム	
中	un The	個人	個人	個人	個人	個人	個人	個人	個以 個以 個以 人女 人女 人女 人女 しゅうしゅう しゅう

パブリックコメントの結果	主な御意見	●OTC化は賛成という趣旨の御意見。	●小児用製剤についてもスイッチOTC化を可としていただきたい。	意見なし	意見なし	●医療用のリボスチン点眼液0.025%は懸濁用点眼剤だが、一般用の点眼液ではまだそういった懸濁型のものは発売されておらず、こういったものをOTC化することに当たって 何か懸念が生じることはないか評価検討会議で確認をお願いする。	(反対) ●認知症については、医師の正確な診断が必要であり、患者の症状や副作用の発現状況に応じて薬剤の選択・用量の調整が必要であるといった御意見。 ●副作用報告が多い薬品であること、劇薬であること、頓服的使用にならないといった3点からスイッチOTG化には反対。 ●によるでは、おいまなの間作用よりは、認知命の関心症状だが、即用による数素が不過されるト、効果を組体・プロ戸型脈が増善するアいヘチニンで症状を複雑	化、悪化させるによが考えられるのでのTCKは不適といったような簡高見。 (核表) ・では、悪化させるとが考えられるのでのTCKは不適といったような簡高見。 ・では、悪化させるがあるのでのTCKは不適といったような簡単にある。 ● のTCKでは、悪の難のないできます。 ● のTCKの本意の難のですが、オンジェネスを配合し、オものと同様に、日本は以降の物志がの数等があい。 ● OTCの本薬の製剤ですが、オンジェネスを配合し、オものと同様に、日本は以降の物志がの数等が数等、効果とするOTCメすることはどうかという細管質(補足・オンジの)。	能・効果として記載している「中年期以降の物志れの改善」は、従前より漢方が発表していません。 能・効果として記載している「中年期以降の物志れの改善」は、従前より漢方数項で認められておりまして「健忘」の効能等と変かるものではございません)。 ●厚労省の認知症研修修了薬剤師の限定でOTC販売を許可し、半年程度の観察期間を設けて、効果が認められない場合は中止とするのはどうかといった御意見。		●OTC化することは可と思われるという御意見。	<ul> <li>●効能・効果の「軽い尿もれ」を削除する件について、「軽い」を削除して、「原もれ」は残したほうがいいのではないか。「原もれ」は医療用のバップフォーにおいても「原失禁」として承認されている効能・効果である。</li> <li>●前回会議でおかま、効果である。</li> <li>●前回会議でお茶手帳に貼るシールを添付して、購入時にお菜手帳にシールを貼ることで服薬の管理の工夫があるという御意見でしたが、本方策に限定することなく有効かつ効率的なほかの方案手傷に貼るシールを添付して、算力をしてきずかという。</li> <li>●効能・効果の1つが、前回の議論で「尿意切り返恩」ではなく「残尿感」とて受け止められるが、医療用のプロピペリン塩酸塩の適応として「残尿感」というのは認められておらず、、動作用の中に「残疾感」があるということなる、、効能・効果を「残疾感」と表のは表のけるのではないのではないか。</li> <li>●財命のリスクについて厳重に記述した上で、OTO化することは不可ではないのではないか。</li> <li>●財命の別えクについて厳重に記述した上で、OTO化することは不可ではないのではないか。</li> <li>●教育会議結果の過去のリスクについて厳重に記述した上で、OTO化することは不可ではないのではないか。</li> </ul>
	Kα	0	0	0	0	0		c	ກ		0	0
	百	-	က	0	0	-		c	n		-	5
<b>₩</b>	K 結 選果	口	百	巨	₩	口		K	(1		百	巨
	要望する効能・効果	関節痛、腰痛、肩こり痛	花粉による季節性アレル ギーの次のような症状の緩 和:鼻づまり、鼻みず(鼻汁 過多)、くしゃみ	眼の殺菌・消毒・洗浄	角化症、乾癬	結膜炎、目のかゆみ	アルツハイマー型認知症及 びレビー小体型認知症にお ける認知症症状の進行抑制		中等度及び高度アルツハイ マー型認知症における認知 症症状の進行抑制	軽度及び中等度のアルツハ イマー型認知症における認 知症症状の進行抑制	頭痛・歯痛・抜歯後の疼痛・ 耳痛・閉節痛・神経痛・腰痛・ 筋肉痛・肩こし痛・打撲痛・骨 折痛・わんざ痛・月経痛(生 坩痛・かんざ痛・月経痛(生	女性における頻尿(小便の回数が多い)、軽い限もが、 回数が多い)、軽い限もれ、 尿意切迫感(急に小便がした いとの我優し難い訴え)
	成分名	メロキシカム	フルチカゾンプロピ オン酸エステル	ヨウ素・ポリビニル アルコール	カルシボトリオール	レボカバスチン塩酸塩	ドそんジラ値製値	ガランタミン臭化水素酸塩	メレンナン指数塩	リバスチグミン	ナプロキセン	プロドネリン植物
표	u H H	個 人 外	個 以外	他 人 文	個人	個人	個人	個人	個人	個人	倒 人 な	個以 人卒

パブリックコメントの結果	主な御意見	<ul><li>●検討会議の結果に賛成である。イトブリドは比較的安全で消化管運動の改善薬なので潰瘍の胃痛に使用しては悪化させる危険があるので、胃痛の削除は良いと思う。</li><li>●検討会議結果では、効能・効果の「胃痛」は胃潰瘍等の胃痛と誤解される懸念があることから削除することとされたが、効能・効果に含めても問題がないのではないか。理由としては、医療用医薬品の効能・効果に「上腹部痛」があるということ、一般用医薬品の総合胃腸薬のようなものの半数以上に「胃痛」が嫌姱されており、2週間ぐらい服用してもままが良くならない場合は服用を中止し、専門家にも相談するといった注意喚起がなされているということで、本剤も同様に「胃痛」を効能・効果に含めても差し支えないのではまた。</li></ul>		(留意事項の再検討を求める御意見) ●代リカルオスルカンムのスインのTO化に関して、その条件に疑問があります。 ●代リカルボスルカンムのスインムのスインをの条件に疑問があります。 ●代リカルドスルカルカムのスインムのスインなの名では、効果を提案。 ●101の過敏性腸症候群の再発症状改善薬の市場規模が下痢止めや便秘薬より小さいのは、IBSの罹患者がOTCの過敏性腸症候群の再発症状改善薬を購入するために ●1120の過敏性腸症候群の再発症状改善薬の市場規模が下痢止めや便秘薬より小さいのは、IBSの罹患者がOTCの過敏性腸症候群の再発症状改善薬の市場規模が下痢止めや便秘薬より小さいのは、IBSの配置・治療で受けた人に限るしというハードルが要因である。 ●1212年間の設定を理解する旨の主な御意見。 ●1212年間では、日本の経験を受けていただきたい。 ●1212年間での数でを理解する目の主な御意見。 ●1212年間での数でを理解する目の主な御意見。 ●1212年間での表表に「急性腹部疾患」なのか「過敏性腸症候群」なのか、判断はできないです。禁忌の「急性腹部疾患」であった場合に服用する可能性も否めません。効能効果の記載は、十分議論を重ねていただきたい。 ●212年間での数を直は必須と考える。	(賛成) える。 自己判断について腰痛・肩こりを効能・効果とするOTCは、消炎鎮痛剤をはじめ、一般的に設定されており、これらの自己判断に伴うリスクはOTCとして許容可能な範囲と考える。 国常的に腰痛や肩こりがある場合、それが筋緊張性のものか、経験したことのない痛みなのかについては、本人あるいは薬剤師が判断しやすい症状の1つである。 (反対)	●副作用について見てみたが、人に強制的に過大なストレスを発生させたのと同様の反応のように思われ、あまり賛成出来ないと思われた。肝機能障害の報告もあるとの事で あるので、処方箋を要する医薬品、又は医療用医薬品の範囲でとどめるのが適切ではないか。
	Кп		0	0	-	-
	巨		10	9	2	0
排	4 辞 歌		巨	回	Kα	口
	要望する効能・効果	腹部膨満感、胃もたれ、食欲不振、胸やけ、胸つかえ、はきけ(むかつき、嘔気、悪い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①消化管運動低下による次 の諸症状(胃れたれ、胃部・ 腹部膨満感、胃痛、食欲不 糖、胸やけ、はきげ、嘔吐) ②胃もたれ、胃部・腹部膨満 感、胃痛、食欲不振、胸や け、はきげ、嘔吐)	下痢、便秘、下痢・便秘の繰り返し	肩こり痛、腰痛	胸やけ、はきけ(むかつき、 嘔気、悪心)、嘔吐
	成分名	イトプリド塩酸塩		ポリカルボフィルカ ルシウム	エペリゾン塩酸塩	モサプリドクエン酸 塩水和物
파	がった。	個以 人外	個 人 女	個 人 本	<b>一</b>	回 人 文

### 日本におけるスイッチOTC成分(88成分)

7 / 7		1		7 /1	
スイッチ OTC 承認年	成分名	用法	OTC薬効群	スイッチ OTC 承認年	
1983	ソイステロール(大豆油不けん化物)	経口	血清高コレステロール改善薬		ロキサチジン酢
1303	ピコスルファートナトリウム	経口	瀉下薬(便秘薬)	2005	ニザチジン
	エキサラミド	外用	水虫•たむし用薬		ケトチフェンフ
1985	ジメモルファンリン酸塩	経口	鎮咳去たん薬		ラノコナゾール
	インドメタシン	外用	外用鎮痛消炎薬		チキジウム臭
	イブプロフェン(450mg/日)	経口	解熱鎮痛薬	2006	アゼラスチン塩
1986	ポリエンホスファチジルコリン	経口	血清高コレステロール改善薬		ケトチフェンフ
	ポリエチレンスルホン酸ナトリウム ブチルスコポラミン臭化物	外用 経口	鎮痛消炎薬   胃腸鎮痛鎮痙薬	2007	トリアムシノロ: アシクロビル
1987	ブロムヘキシン塩酸塩	経口	かぜ薬		ケトチフェンフ
	セトラキサート塩酸塩	経口	胃腸薬		アンブロキソー
	チメピジウム臭化物水和物	経口	胃腸鎮痛鎮痙薬		フェルビナク(
	シクロピロクスオラミン	外用	  水虫=たむし用薬		フラボキサート
	ミコナゾール硝酸塩	外用	水虫・たむし用薬		イソコナゾール
	イソチペンジル塩酸塩	口腔	歯痛•歯槽膿漏薬		ニコチン *1
	ゲファルナート	経口	胃腸薬	2008	エメダスチンフ
1988					
	エコナゾール硝酸塩	外用	水虫・たむし用薬		ミコナゾール研
	カルボシステイン	経口	鎮咳去たん薬		ミコナゾール硝
1989	ヘプロニカート	経口	血行障害改善薬	2009	イソコナゾール
	ロペラミド塩酸塩	経口	止しゃ薬		ジクロフェナク
	ユビデカレノン	経口	強心薬		ビダラビン
	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	外用	外用湿疹•皮膚炎用薬		ロキソプロフェ
1000	メキタジン	経口	内服アレルキー用薬 *2		エピナスチン均
1990	ビソキサチン酢酸エステル	経口	瀉下薬(便秘薬)	2010	トロキシピド
	イブプロフェンピコノール	外用	にきび治療薬	2010	オキシコナゾー
	トルシクラート	外用	水虫・たむし用薬		ベクロメタゾン
1991	ウフェナマート	外用	外用湿疹■皮膚炎用薬		クロトリマゾー
	エプラジノン塩酸塩	経口	鎮咳去たん薬		オキシメタゾリ
	チオコナゾール	外用	水虫・たむし用薬	2011	アシタザノラス
	メコバラミン	経口	ビタミン主薬製剤		ペミロラストカリ
	プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル	外用	外用湿疹■皮膚炎用薬		メキタジン *3
1992	L-アスパラギン酸カルシウム	経口	カルシウム主薬製剤		フェキソフェナ
	イブプロフェン *1	経口	かぜ薬 ※新効能医薬品		ネチコナゾール
	スルコナゾール硝酸塩	外用	水虫・たむし用薬	2012	イコサペント酸
	ビホナゾール	外用	水虫・たむし用薬		セチリジン塩酢
1993	メキタジン *1	経口	かぜ薬 ※新効能医薬品		イブプロフェン
	オキシコナゾール硝酸塩	外用	水虫・たむし用薬		トリメブチンマ
1001	ピロキシカム	外用	外用鎮痛消炎薬	2013	ペミロラストカリ
1994	ケトプロフェン	外用	外用鎮痛消炎薬		トラニラスト
	オキセサゼイン	経口	胃腸薬		エバスチン
	トリメブチンマレイン酸塩	経口	胃腸薬	2014	アルミノプロフ
	フェルビナク(0.5%)	外用	外用鎮痛消炎薬	2015	フッ化ナトリウ
	ピレンゼピン塩酸塩水和物	│ 経口   点眼•	胃腸薬 アレルキー用点眼薬・アレルキー性鼻		ロキソプロフェ
1997	クロモグリク酸ナトリウム	点鼻	炎用点鼻薬		ロラタジン
	シメチジン	経口	胃腸薬	2017	ベポタスチンへ
	ファモチジン	経口	胃腸薬		フェキソフェナ
	ラニチジン塩酸塩	経口	胃腸薬		クロトリマゾー
1998	ソファルコン	経口	胃腸薬	2018	フルニソリド
2000	テプレノン	経口経口	胃腸薬	2019	フルチカゾンフ
2001	ニコチン	(ガム)	禁煙補助薬		イソコナゾール
2002	アモロルフィン塩酸塩	外用	水虫・たむし用薬	2020	精製ヒアルロン
2002	ブテナフィン塩酸塩	外用	水虫・たむし用薬		ベタメタゾン吉
	ネチコナゾール塩酸塩	外用	水虫・たむし用薬		効能、新投与経 炎効能に加え、
	テルビナフィン塩酸塩	外用	水虫・たむし用薬	のはれ、	かゆみ)
	プラノプロフェン	点眼	点眼薬		用量、新用法に

スイッチ OTC	成分名	用法	OTC薬効群			
承認年	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	経口	胃腸薬			
2005	ニザチジン ニザチジン	経口	胃腸薬			
		点鼻	アレルギー性鼻炎用点鼻薬			
	ラノコナゾール	外用	水虫・たむし用薬			
	チキジウム臭化物	経口	胃腸鎮痛鎮痙薬			
	アゼラスチン塩酸塩	経口	内服アレルキー用薬 *2			
2006	ケトチフェンフマル酸塩 *1	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	 	外用	※新投与経路医薬品  口内炎治療薬			
	アシクロビル	外用	口唇へルへ。ス再発治療薬			
2007	ケトチフェンフマル酸塩 *1	点眼	アレルギー用点眼薬			
	  アンブロキソ <del>ー</del> ル塩酸塩	経口	※新投与経路医薬品 かぜ薬(去痰成分)			
	フェルビナク(3.5%) *3	外用	外用鎮痛消炎薬			
			※新用量医薬品			
	フラボキサート塩酸塩	経口	頻尿・残尿感改善薬			
	イソコナゾール硝酸塩		陸カンジダ 再発治療薬   宗煙補助薬 ※新投与経路医薬			
2008	ニコチン *1	貼布	京在			
2008	エメダスチンフマル酸塩	経口	内服アレルキー用薬 *2			
	ミコナゾール硝酸塩 *1	腟坐剤	腟カンジダ再発治療薬   ※新投与経路医薬品			
	ミコナゾール硝酸塩 *1	外用	腟カンジダ再発治療薬 ※新効能医薬品			
2009	イソコナゾール硝酸塩 *1	外用	腟カンシ・タ・再発治療薬 ※新効能医薬品			
	  ジクロフェナクナトリウム	外用	外用鎮痛消炎薬			
	ビダラビン	外用	口唇へルへ。ス再発治療薬			
	ロキソプロフェンナトリウム水和物	経口	解熱鎮痛薬			
	エピナスチン塩酸塩	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	トロキシピド	_	胃腸薬(粘膜修復)			
2010	トロチンピト	経口				
	オキシコナゾール硝酸塩 *1	腟坐剤	膣カンシ・ダ・再発治療薬 ※新投与経路医薬品			
	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	点鼻	アレルキー性鼻炎用点鼻薬			
	クロトリマゾール *1	腟坐剤	陸カンシ・ダ・再発治療薬   ※新投与経路医薬品			
	オキシメタゾリン塩酸塩	点鼻	鼻炎用点鼻薬			
2011	アシタザノラスト水和物	点眼	アレルキー用点眼薬			
	ペミロラストカリウム	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	メキタジン *3	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	フェキソフェナジン塩酸塩	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	ネチコナゾール塩酸塩 *1	外用	腟カンジダ再発治療薬 ※新投与経路医薬品			
2012	イコサペント酸エチル	経口	境界領域の中性脂肪値改善薬			
	セチリジン塩酸塩	経口	アレルギー性鼻炎用内服薬			
	イブプロフェン(600mg/日) *3	経口	解熱鎮痛薬 ※新用量医薬品			
	トリメブチンマレイン酸塩 *1	経口	過敏性腸症候群再発症状改善薬 ※新効能医薬品			
2013	ペミロラストカリウム *1	点眼	プレルキー用点眼楽 ※新投与経路医			
2010	トラニラスト	点眼	アレルキー用点眼薬			
	エバスチン	経口	アレルギー性鼻炎用内服薬			
2014	アルミノプロフェン	経口	解熱鎮痛薬			
2014	フッ化ナトリウム	外用	歯科用剤(う蝕予防)			
2015	ロキソプロフェンナトリウム水和物 *1	外用				
2017	ロラタジン	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	ベポタスチンベシル酸塩	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
2017	フェキソフェナジン塩酸塩(小児用)	経口	アレルキー性鼻炎用内服薬			
	クロトリマゾール *1	外用	腟カンシ <sup>*</sup> 身 <sup>*</sup> 再発治療薬 ※新効能医薬品			
2018	フルニソリド	点鼻	鼻炎用点鼻薬			
	フルチカゾンプロピオン酸エステル	点鼻	鼻炎用点鼻薬			
2019	イソコナゾール硝酸塩 *3	腟坐剤	腟カンシ゚タ゚再発治療薬 ※新用法医薬品			
	  精製ヒアルロン酸ナトリウム	点眼	点眼薬			
2020	ベタメタゾン吉草酸エステル	外用	外用湿疹 皮膚炎用薬			
	功能、新投与経路により追加承認を受け	た成分				
*2:鼻炎効能に加え、皮膚効能あり(じんましん、湿疹・かぶれによる次の症状の緩和:皮膚のはれ、かゆみ)						

により追加承認を受けた成分